

# 三重県消防広域化推進計画（改訂版）

（案）

三 重 県

平成 26 年 3 月

## 目 次

第1章 消防の広域化の経緯・取組状況	…… P 1
1.1 消防の広域化の経緯	
1.2 全国の取組状況	
1.2.1 広域化の取組状況	
1.2.2 広域化が進まなかった理由	
1.3 三重県の取組状況	
1.3.1 広域化の取組状況	
1.3.2 広域化が進まなかった理由	
第2章 消防の広域化の必要性	…… P 7
2.1 三重県の現況と将来の見通し	
2.1.1 消防を取り巻く環境の変化	
2.1.2 消防の現況と将来の見通し	
2.2 広域化の取組の継続の必要性	
第3章 消防力の向上に向けた取組	…… P30
3.1 三重県消防広域化推進計画の見直し	
3.2 消防広域化の進め方と推進する地域	
3.2.1 消防広域化の進め方	
3.2.2 県内各地域における展開	
第4章 消防力の向上のために必要な措置	…… P35
4.1 広域化推進のために必要な措置	
4.1.1 重点地域の指定	
4.1.2 国の支援措置	
4.1.3 県の支援措置	

## 第1章 消防の広域化の経緯

### 1.1 消防の広域化の経緯

近年、都市構造が複雑化し、住民ニーズも多様化する中で、災害や事故の態様もまた多様化や大規模化が進んでいます。消防は、こうした社会環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るという重大な責務を担っています。

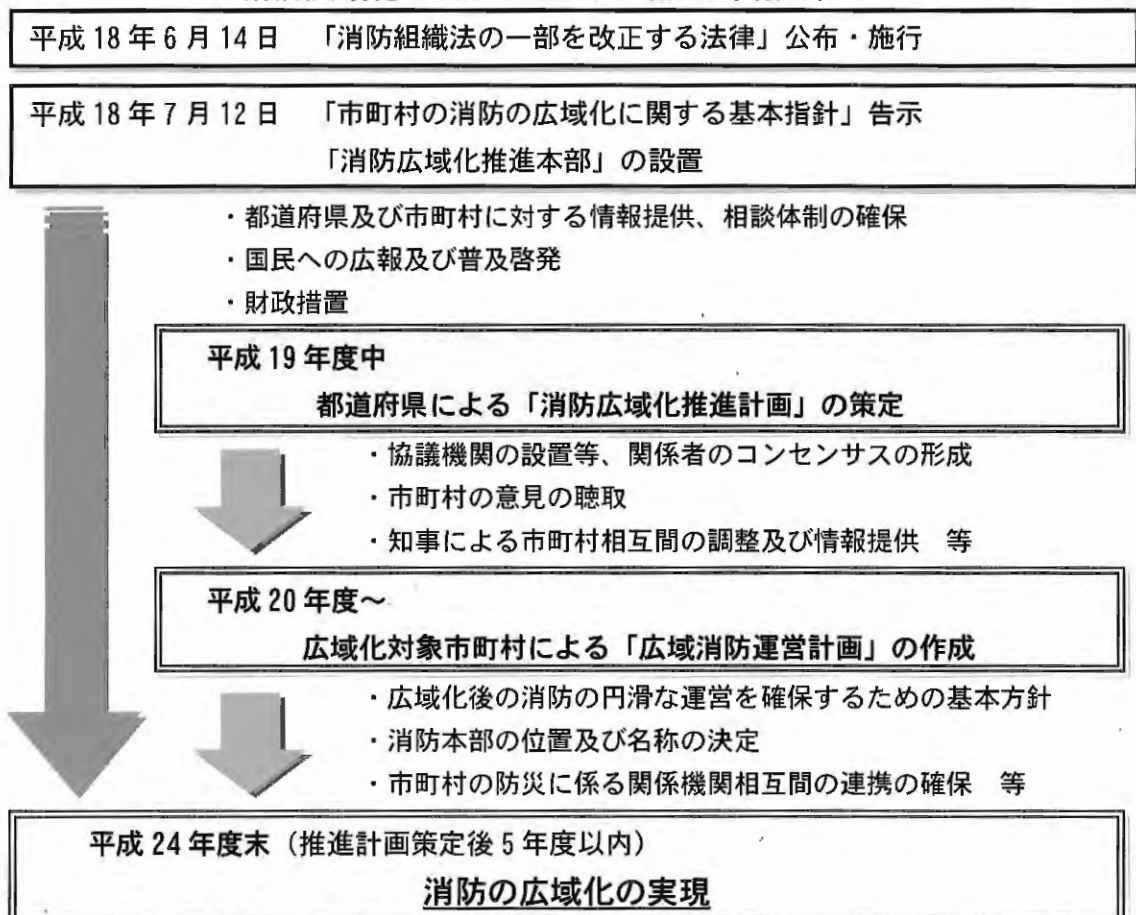
しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で課題を抱えているなど、消防の体制として必ずしも十分ではない実態が見受けられます。

これらの課題を克服するためには、消防を広域化して行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であるとの考え方から、総務省消防庁は、消防の広域化を推進するため、平成18年6月に消防組織法の一部を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「旧基本指針」という。）を定めました。

そして、旧基本指針の中で、各都道府県は平成19年度中に「消防広域化推進計画」を、また、その後5年度以内（平成24年度末）に、広域化対象市町村は「広域消防運営計画」を各々策定し、広域化を実現することとされました。

なお、旧基本指針においては、広域化の規模は、管轄人口が概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとし、地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進することを前提としていました。

#### 消防広域化のスケジュール（旧基本指針）



こうして、全国一律で広域化に向けた取組が進められ、広域化実現の期限とされた平成24年度末を迎えましたが、全国的にも広域化は十分な進展を見せていません。

そうした中、総務省消防庁は、広域化を進める上で様々な課題があったとしながらも、広域化を達成した消防本部においてはそれらの課題を乗り越えた上で住民サービスの向上等を実現している実績があること、また、旧基本指針に定める広域化の推進の期限後もなお小規模消防本部が多数存在しており、消防防災体制の強化が必要であること等を理由に、広域化を引き続き推進することが必要であるとして、平成25年4月1日、旧基本指針を改正し、広域化の実現の期限を平成30年4月1日まで延長することとしました。

ただし、平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「新基本指針」という。）において、総務省消防庁は広域化推進の前提であった「広域化は地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進すること」との方針を大きく見直しています。

すなわち、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、広域化を推進するにあたっては地域の実情を尊重することを基本として、第一に、広域化の組合せは管轄人口30万人の規模目標に必ずしもとらわれず、地域の実情を十分に考慮すること、第二に、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域に、国・都道府県が集中的に支援すること、とされました。

本県におきましても、今後、この新基本指針に沿って、地域の実情を十分にふまえながら、引き続き消防の広域化を推進していきたいと考えています。

### 基本指針改正のポイント

- 広域化対象市町村の組合せを検討する際には、管轄人口30万人の規模目標に必ずしもとらわれず、地域の実情を十分に考慮すること
- 広域化対象地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして、次に該当すると認められるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施すること
  - ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
  - ② 広域化の気運が高い地域

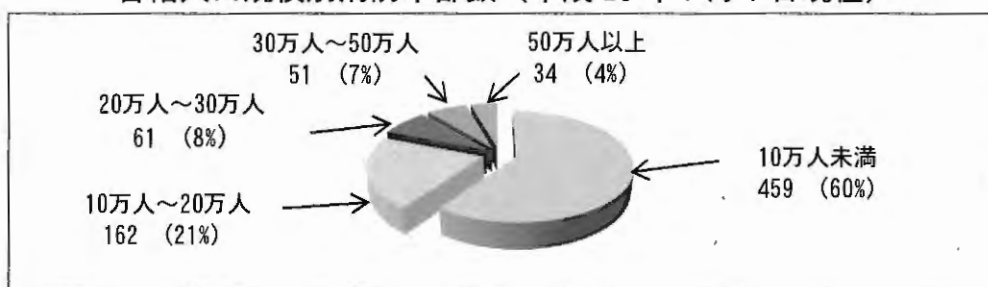
## 1.2 全国の取組状況

### 1.2.1 広域化の取組状況

平成18年度当時、全国の811消防本部のうちには管轄人口10万人未満の消防本部が492本部（60.6%）存在しました。

平成18年の消防組織法の一部改正以降、全国の27ブロックで広域化が実現し、平成19年4月1日から平成25年7月1日までの間に、全国の消防本部数は807消防本部から767消防本部に減少しましたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が依然として60%を占めている状況です。

管轄人口規模別消防本部数（平成25年7月1日現在）



出典：消防庁HP

### 1.2.2 広域化が進まなかった理由

平成24年3月16日、消防庁長官から消防審議会に対し「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について諮問があり、平成24年9月7日、消防審議会は、「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」を取りまとめました。

中間答申では、全国的に広域化が進まない理由について、概ね以下の論点を挙げていますが、その背景として、前述した消防庁の方針見直しにもあるとおり、地域の実情にかかわらず、全国一律に広域化を推進してきたところに根本的な課題があったのではないかと考えられます。

- ① 広域化を巡る市町村間の意見の不一致等（広域化の方式、消防本部の位置、財政負担、組織体制等広域化を進める上で調整が必要な課題や、歴史的経緯に由来する地域間の関係が良好でないことなどに関するもの）
- ② 広域化によるメリットが十分認識できない場合があること
- ③ 広域化により、「小規模市町村に消防力が流出するのではないか」との大規模市町村が抱く懸念や「大規模市町村に消防力が集中するのではないか」との小規模市町村が抱く懸念
- ④ 広域化の結果、市町村（防災・国民保護担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと市の懸念
- ⑤ 広域化を進めるための事務負担が大きいこと

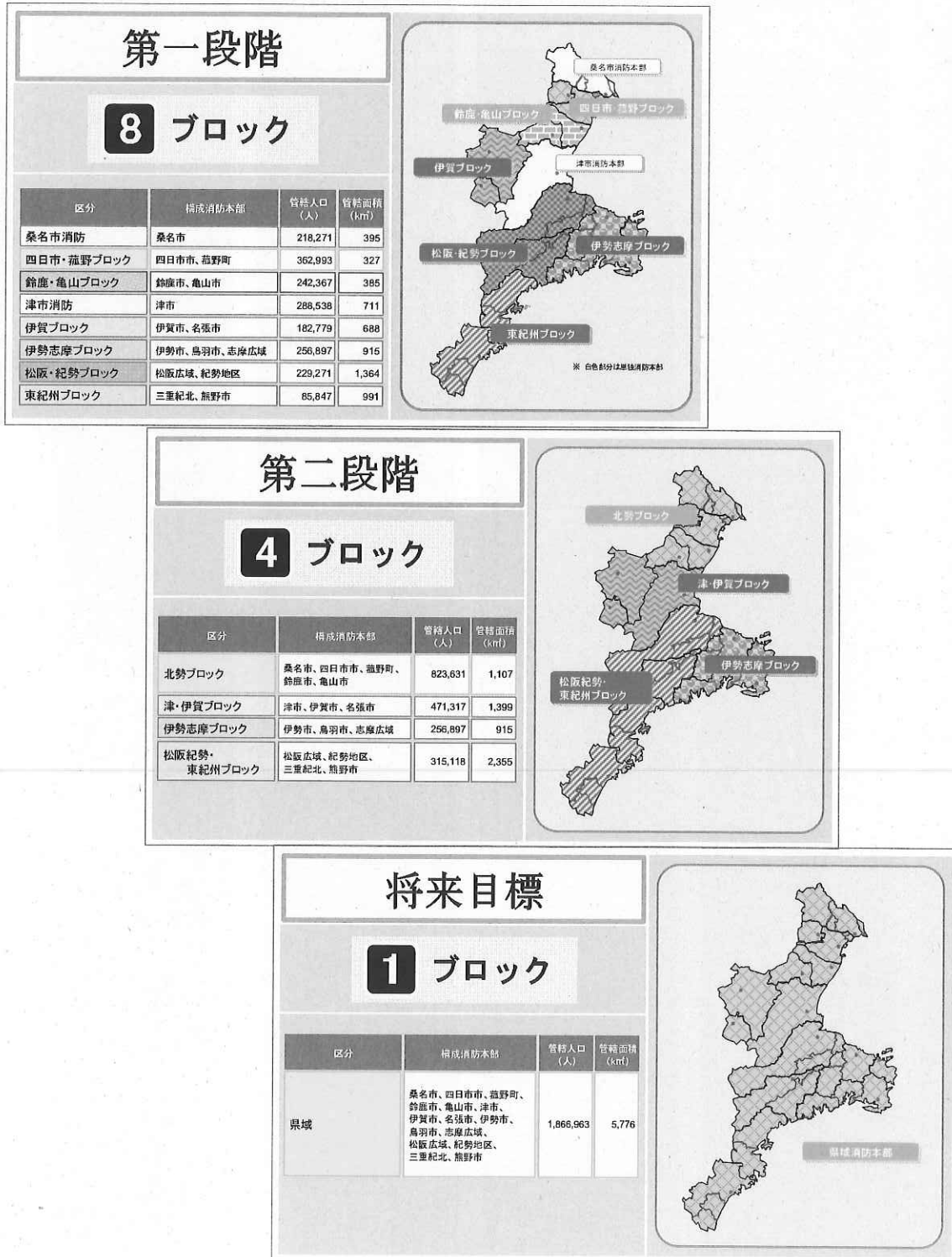
出典：消防審議会「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」

## 1.3 三重県の取組状況

### 1.3.1 広域化の取組状況

本県においては、平成20年3月に策定した「三重県消防広域化推進計画」（以下「旧推進計画」という。）に基づき、将来目標を1ブロック（県域消防本部）としつつ、第一段階として8ブロック、第二段階として4ブロックと段階的に広域化を推進していくこととしていました。

#### 各ブロックにおける広域化対象市町の組合せ



旧推進計画においては、広域化の形として、最もスケールメリットが働くと考えられることから、県域を一つの組合せとした県域消防本部が効果的であるとしながらも、県内全ての市町の合意を得ることに多くの時間を要することから、広域化の期限（平成 24 年度末）内に実現することは困難であると予想されるため、将来目標を県域消防本部としつつ、段階的に広域化を推進していくこととしました。

具体的には、第一段階は、平成 24 年度末までの当面の目標として、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部の解消等を考慮しつつ、より実現可能で一定の効果をj得ることができる組合せとして 8 ブロックに、第二段階は、旧基本指針に示された管轄人口 30 万人の規模目標に合わせて 4 ブロックにするというものです。

こうして、本県では、平成 24 年度末までの当面の目標として、県内 15 消防本部の 8 ブロック化に向けて広域化を推進してきたところですが、伊賀ブロック、四日市・菰野ブロックでは広域化に向けた協議が今もなお続けられているものの、他のブロックにおける動きはほとんどなく、結局、広域化を実現したブロックはありませんでした。

#### 各ブロックの取組状況

ブロック名	構成消防本部	広域化に向けた取組の状況
四日市・菰野	四日市市消防本部 菰野町消防本部	平成 21 年 12 月に消防広域化研究会が設置され、研究会が 7 回、専門部会が 18 回開催された。現在も協議が継続されている。
鈴鹿・亀山	鈴鹿市消防本部 亀山市消防本部	研究会等の設置に至らなかった。
伊賀	伊賀市消防本部 名張市消防本部	平成 20 年 9 月に研究会が設置され、平成 21 年 3 月には広域消防運営計画策定委員会（任意の協議会）が設置された。委員会が 8 回、専門部会が 59 回開催された。現在も協議が継続されている。
松阪・紀勢	松阪地区広域消防組合 紀勢地区広域消防組合 （旧南島町を除く）	研究会等の設置に至らなかった。
伊勢志摩	伊勢市消防本部 鳥羽市消防本部 志摩広域消防組合 紀勢地区広域消防組合 （旧南島町）	平成 20 年 10 月に消防広域化研究会を設置、平成 22 年 5 月に消防防災研究会（消防の諸課題の調査研究）へ移行したが、広域化への進展はなかった。
東紀州	三重紀北消防組合 熊野市消防本部	平成 21 年 10 月に消防のあり方勉強会（消防の諸課題の検討）が設置されたが、広域化への進展はなかった。



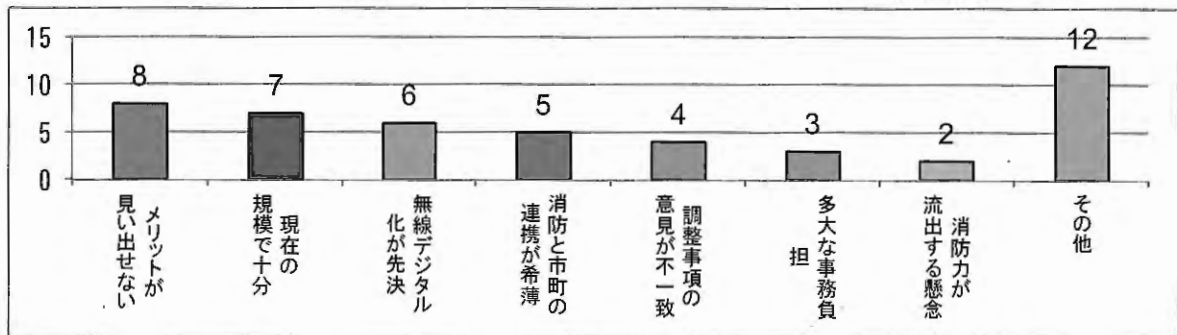
### 1.3.2 広域化が進まなかった理由

本県では、平成 25 年 6 月、県内 29 市町及び 15 消防本部に対して「消防の広域化に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

その中で、広域化が進まなかった理由として、概ね次のようなことが挙げられており、これらは中間答申の中で挙げられた理由とほぼ同様のものとなっています。

- ・広域化によるメリットが十分認識できない一方で、広域化を進めるための事務負担（給与の統一等）が大きいこと
- ・広域化により、「小規模の方に消防力が流出するのではないか」あるいは「大規模の方に消防力が集中するのではないか」との懸念
- ・広域化の結果、消防本部と市町（防災担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかとの懸念

広域化が進まなかった理由について ※2つまでの複数回答

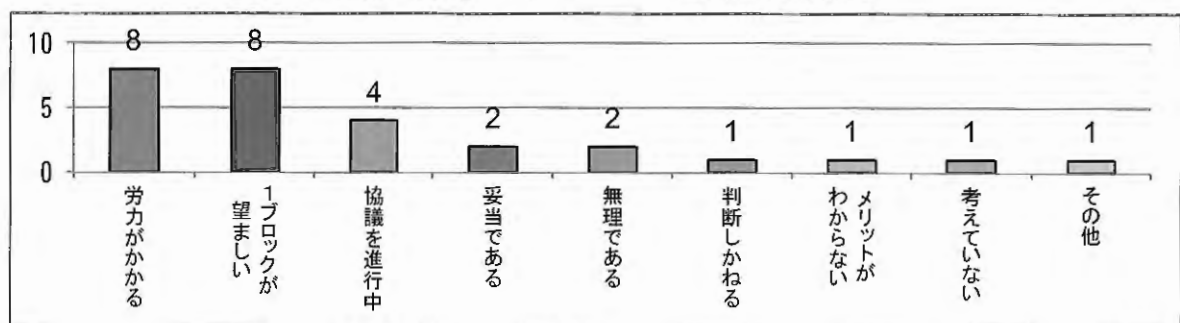


※消防の広域化に関するアンケート調査（平成 25 年 6 月）

また、このアンケート調査で、段階的に広域化を推進することの是非について尋ねたところ、「多大な時間や労力を要する」、「1ブロック（県域消防本部）が望ましい」という意見が多い結果となりました。

「1ブロック（県域消防本部）が望ましい」というのは、段階的に広域化を進めるよりも、最初から最終目標である1ブロック（県域消防本部）を目指すべきという意見と考えられます。

段階的な広域化について ※自由意見を集約



※消防の広域化に関するアンケート調査（平成 25 年 6 月）



## 第2章 消防の広域化の必要性

### 2.1 三重県の現況と将来の見通し

#### 2.1.1 消防を取り巻く環境の変化

平成23年3月に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらしました。また、同年9月には本県にも大きな被害をもたらした紀伊半島大水害が発生しましたが、最近では、これまでに経験したことのないような局地的な集中豪雨、竜巻等の自然災害も増えてきています。

一方、社会情勢に目を転じると、少子化・高齢化の進展により、総人口が減少するとともに高齢者、特にひとり暮らしの高齢者が増えるなど、人々のライフスタイルにも様々な変化が生じてきています。

また、高速道路等高規格道路の整備が進められる中で、インターチェンジ周辺を中心として沿道利用や産業集積など土地利用の高度化が図られ、都市構造が変化することが予想されます。

こうした自然災害や社会情勢の変化は、以下のとおり消防における新たな課題をもたらすこととなりました。

#### (1) 大規模災害等への対応

東日本大震災から3年を経過し、大震災の教訓をふまえた様々な災害対応力の強化がなされてきていますが、今後発生することが予想されている南海トラフ地震や首都直下型地震では、東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されています。

また、全国各地で発生する記録的豪雨や台風、竜巻等により多くの被害が出る一方、ホテル、高齢者施設、診療所等における火災や石油コンビナートでの火災、爆発事故などにより、近年多くの方々が亡くなっています。

このような大規模化・複雑多様化する災害、事故をふまえ、さらなる消防体制の強化や安全対策の推進などに取り組む必要があります。

単独の市町では対応できないような大規模・特殊災害等においては、他の市町、都道府県及び自衛隊等の関係機関と協力しつつ、広域的な対応体制を確保することが必要となります。また、複雑化・多様化する災害に十分対応できる適切な体制を整備していくためには、①合理的に人員を配置した警防活動体制及び現場指揮体制の整備、②高度で専門的な知識・経験を有する予防要員の確保、③救急業務の高度化・専門化に的確に対応した救急体制の整備等を図ることが必要となってきます。



出典：内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

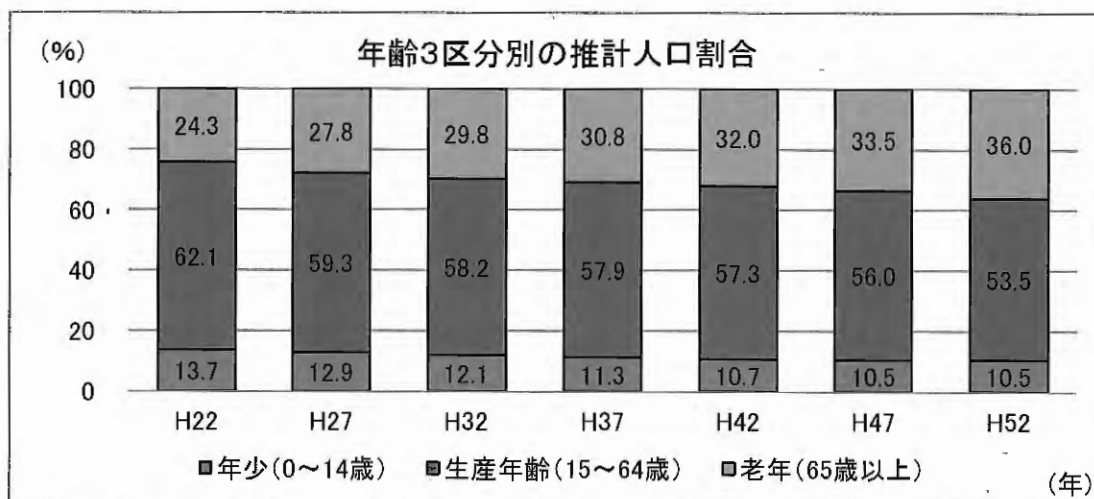
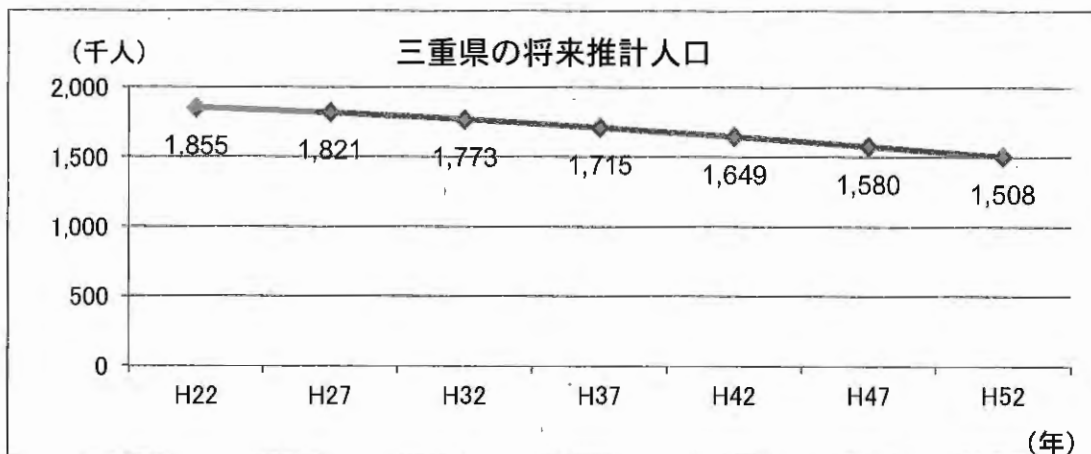
## (2) 少子化・高齢化への対応

本県の人口は、平成20年の186万9千人をピークに人口の減少が続き、平成52年には150万8千人と約2割減少すると推計されています。

年齢階層別で見ると、年少人口(0～14歳)の構成比率は、平成22年の13.7%が、30年後の平成52年には10.5%まで減少する一方で、老年人口(65歳以上)の構成比率は、平成22年の24.3%が、30年後の平成52年には36.0%まで増加するという推計が出されており、少子化・高齢化が一層進展するものと予測されます。

少子化による人口減少により、各消防本部の管轄人口も減少すると考えられることから、今後、各消防本部においては、管轄人口に応じて小規模化が進むことが懸念されます。また、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団の団員確保にも大きな支障が生じることが懸念されます。

さらに、高齢者の増加に伴い、急病等の救急需要の増加傾向は今後も続くと予想され、救急業務の重要性が増している消防行政にとっては大変懸念される状況にあるとともに、生産年齢人口の減少に伴い市町財政が一層厳しさを増すことが予想される中で、行財政改革の推進などにより財政面での制約もさらに厳しくなるものと見込まれます。

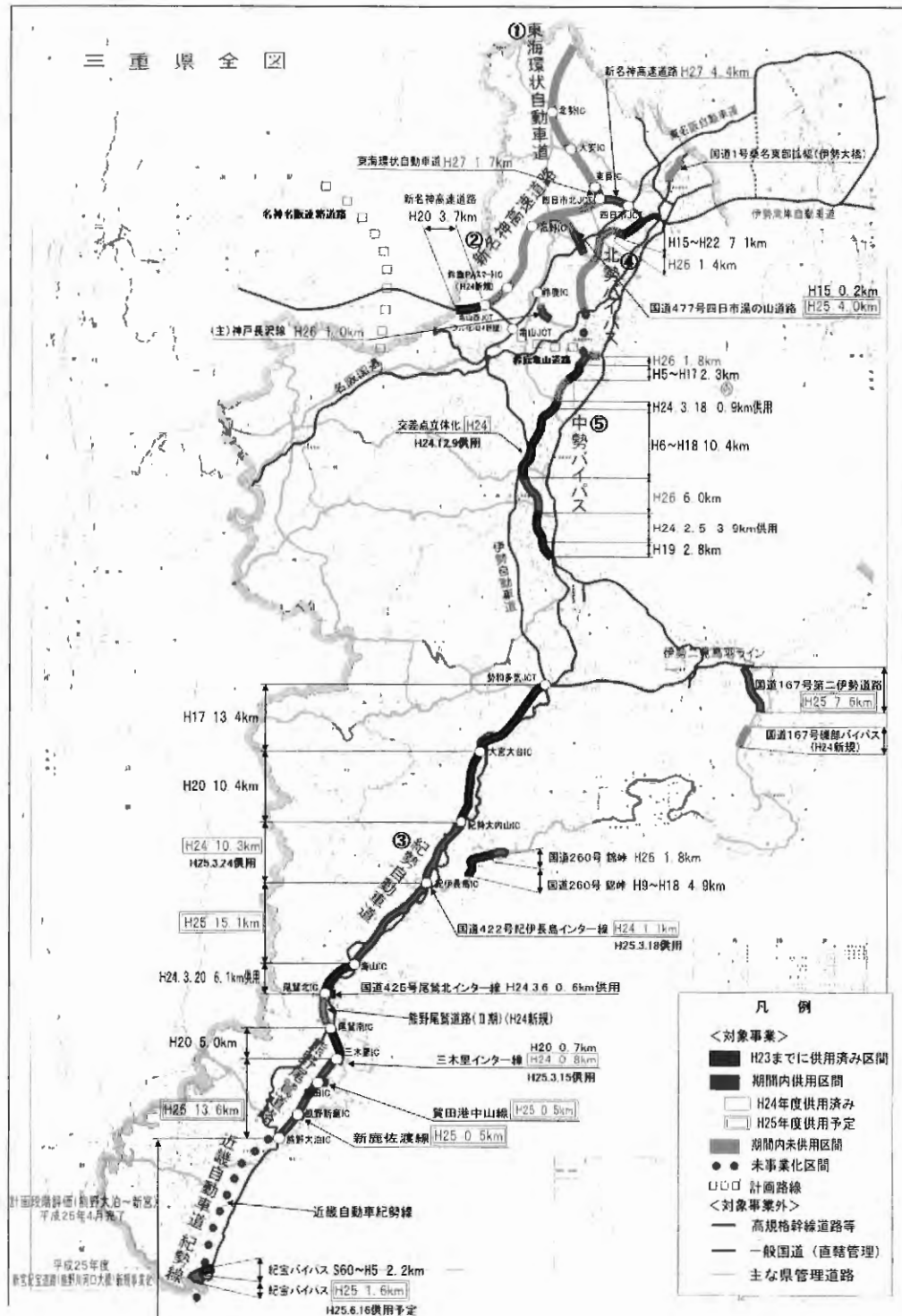


出典：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

### (3) 新たな社会資本整備への対応

県内では、新名神高速道路や紀勢自動車道等の整備が進んでいますが、高速道路やトンネル内での事故等については、一般道路での事故に比べ多くの車両が巻き込まれ、大規模な事故となる可能性が極めて高いと予想されます。

また、高速道路のインターチェンジ周辺は大型施設の建設等によって都市構造が変化することも予想され、交通事故の発生、救急需要の増加、複数箇所での火災、災害発生等に対応できる消防体制が必要となってきます。



出典：三重県県土整備部資料

## 2.1.2 消防の現況と将来の見通し

### 1 消防の現況

#### (1) 概況

県内には、15の消防本部があり、その内訳は、市町の単独設置7本部、事務委託方式4本部、一部事務組合方式4本部となっています。

県全体の面積は約5,777 km<sup>2</sup>で、消防本部によって管轄面積は約100 km<sup>2</sup>から700

km<sup>2</sup>超までと様々であり、一消防本部あたりの平均管轄面積は約 385 km<sup>2</sup>となります。全国の一消防本部あたりの平均管轄面積は約 491 km<sup>2</sup>であることから、平均管轄面積は全国と比べると小さい状況にあります。

一方、県全体の人口は 1,854,724 人（平成 22 年国勢調査）で、一消防本部あたりの平均管轄人口は約 12.4 万人です。全国の一消防本部あたりの平均管轄人口は 16.6 万人であり、全国を下回っています。県内 15 消防本部のうち、30 万人以上の規模を有するのは四日市市消防本部のみで、人口 10 万人以上 30 万人未満は 5 消防本部、10 万人未満は 9 消防本部となっており、比較的小規模な消防本部が多い状況にあります。

消防吏員数は、県全体が 2,440 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）で、消防吏員数が 100 人未満の消防本部は 5 消防本部あり、そのうち特に小規模な消防本部（消防吏員数が 50 人以下）が 2 消防本部あります。

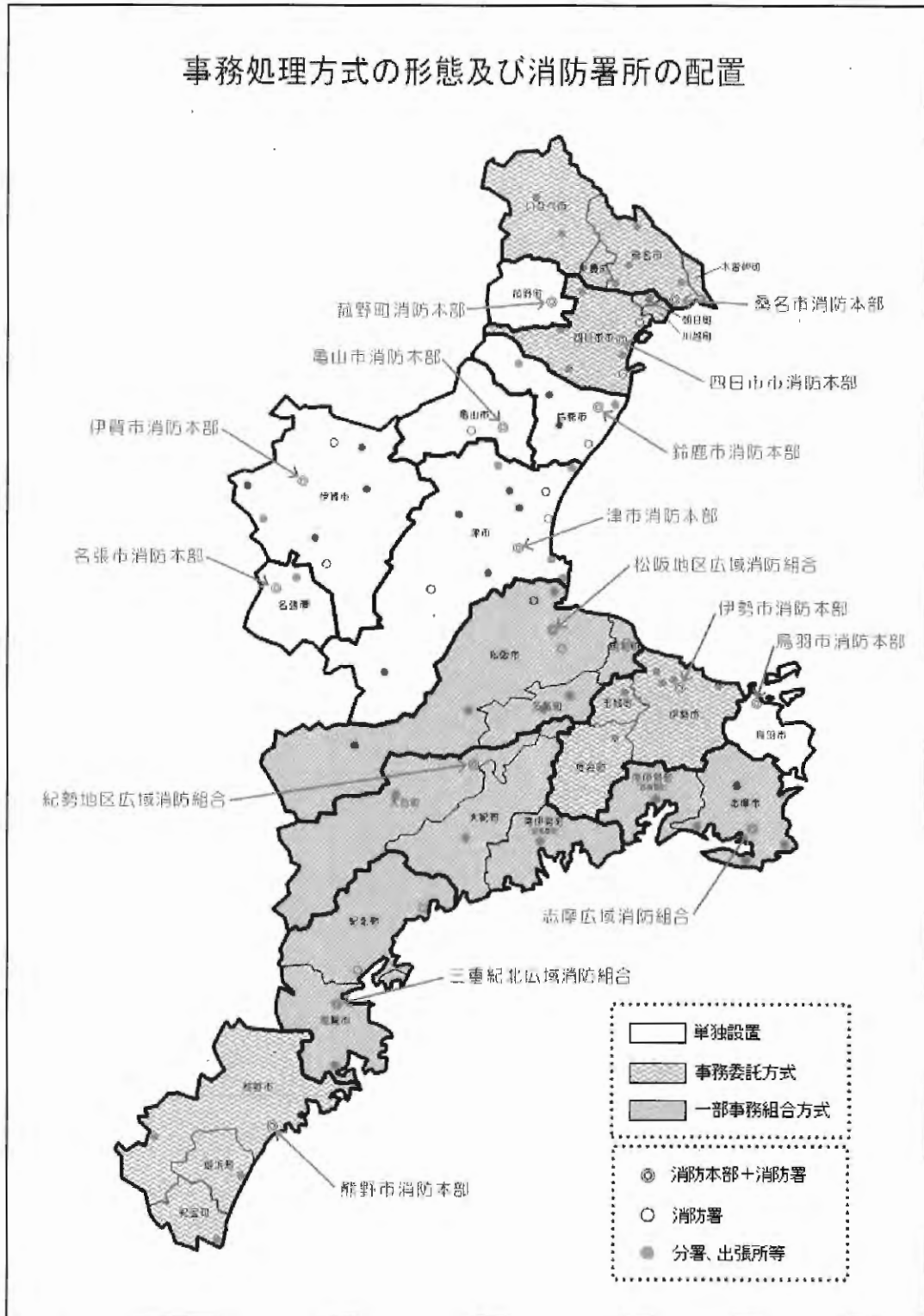
### 県内15消防本部の概況

（平成25年4月1日現在）

消防本部名	消防吏員数(人)	消防署	分署、出張所等	H22国調管轄人口(人)	管轄面積(km <sup>2</sup> )	管轄市町	事務処理方式
桑名市消防本部	240	1	7	218,490	394.57	◎桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	事務委託
四日市市消防本部	325	3	6	331,395	220.28	◎四日市市、川越町、朝日町	事務委託
菟野町消防本部	43	1	0	39,978	106.89	菟野町	単独設置
鈴鹿市消防本部	200	2	4	199,293	194.67	鈴鹿市	単独設置
亀山市消防本部	80	2	0	51,023	190.91	亀山市	単独設置
津市消防本部	345	4	9	285,746	710.81	津市	単独設置
伊賀市消防本部	172	3	5	97,207	558.17	伊賀市	単独設置
名張市消防本部	115	1	2	80,284	129.76	名張市	単独設置
伊勢市消防本部	189	1	6	154,260	384.44	◎伊勢市、玉城町、度会町	事務委託
鳥羽市消防本部	43	1	0	21,435	108.03	鳥羽市	単独設置
志摩広域消防組合	143	1	5	63,339	289.55	志摩市、南伊勢町(ただし、旧南勢町の区域に限る)	事務組合
松阪地区広域消防組合	273	4	5	206,288	767.86	松阪市、多気町、明和町	事務組合
紀勢地区広域消防組合	89	1	3	26,408	729.63	大台町、南伊勢町(ただし、旧南島町の区域に限る)、大紀町	事務組合
三重紀北消防組合	104	3	1	38,644	450.17	尾鷲市、紀北町	事務組合
熊野市消防本部	79	1	3	40,934	541.57	◎熊野市、御浜町、紀宝町	事務委託
合計	2,440	29	56	1,854,724	5,777.31	29市町	

※管轄市町の「◎」は事務受託市

## 事務処理方式の形態及び消防署所の配置



## (2) 消防の活動状況

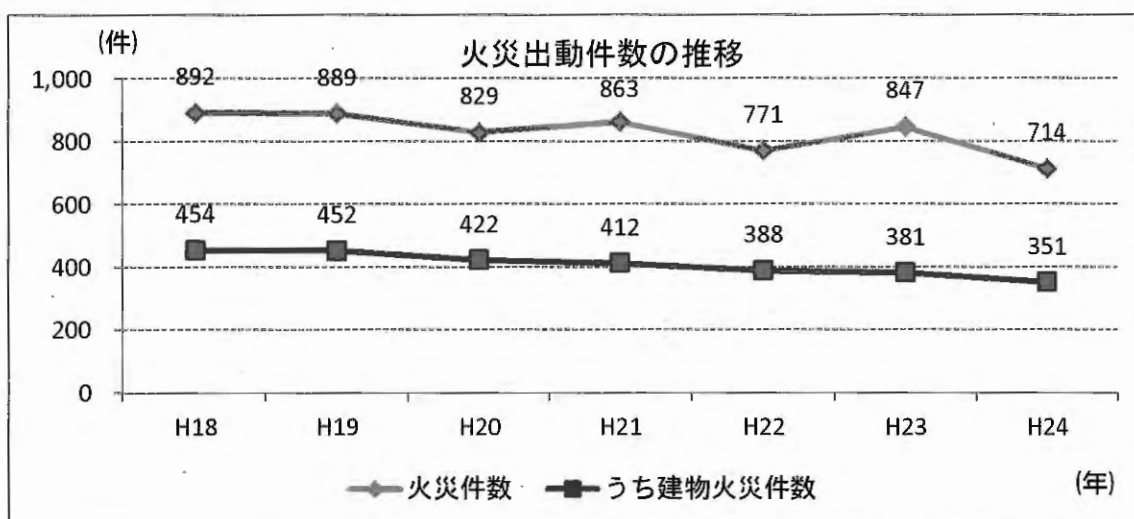
### ① 火災出動の状況

県内の平成18年から平成24年までの火災件数の推移は、年によって若干の変動はあるものの、ゆるやかな減少傾向となっています。そのうち建物火災件数については火災全体のうち4～5割程度を占めている一般住宅の火災が減少しており、全体の件数自体は減少傾向にあります。



消防機関の消防施設・設備については、国が示す「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められています。同指針が想定する、建築面積 63 m<sup>2</sup>程度の一戸建ての住宅（2階建て、延床面積 125 m<sup>2</sup>程度）において発生した火災を火元建築物 1 棟の独立火災にとどめるためには、消防本部の規模によっては、第一次出動でほぼすべての部隊が出払うこととなりますが、昨今の厳しい財政事情を考えると、大規模火災や複数箇所での火災のリスクに対処するための消防力の整備は困難な状況にあります。

また、高層建築物の火災や危険物を取り扱う事業所の火災に対応するため、消防ポンプ自動車に加え、はしご自動車や化学消防車を配置する必要もあります。



出典：平成 18～24 年火災報告

## ② 救助活動の状況

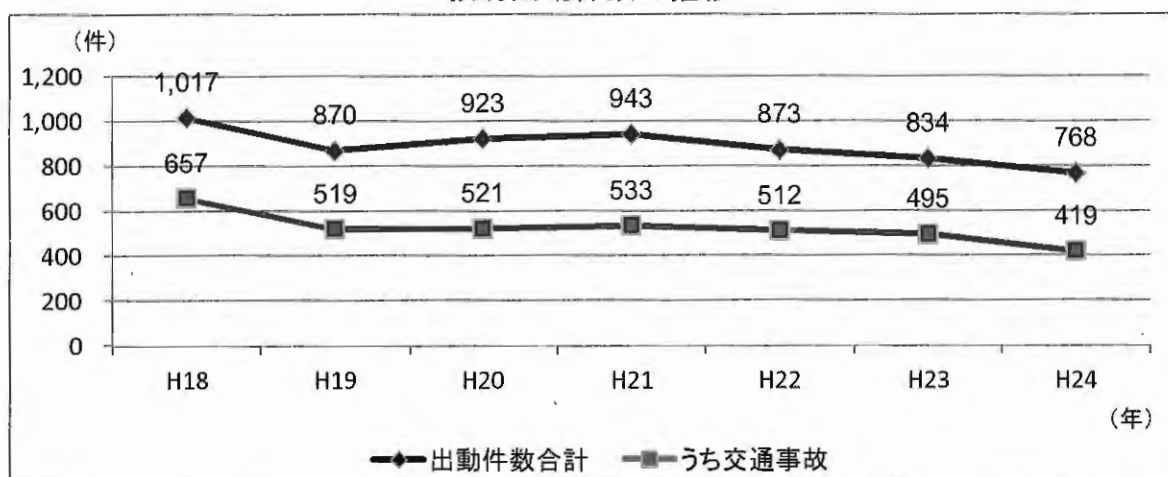
消防機関の行う救助業務は、昭和 61 年 4 月の消防法改正により、救助隊が法的に位置づけられ、対象とする事案は、火災、交通事故、水難事故、自然災害から特殊災害まで広範囲に及んでいます。

県内には 14 消防本部に 23 の救助隊が配置されており、毎年 800～900 件の救助出動が行われています。救助出動件数のうちでは、交通事故によるものが最も多く、全体の 5 割程度を占めています。

水難事故やガス及び酸欠事故等複雑多様化する災害に迅速に対応するために、専門的な知識や高度な技術を要する高度救助隊や水難救助隊の編成や救助隊員の専任化に取り組む消防本部があります。救助活動用資機材は高額であり、一部の消防本部においては設置が困難な状況にあることから、車両、資機材の適正配置が必要です。



### 救助出動件数の推移



出典：消防庁「救急・救助の現況」

### 三重県内の救助隊の現状 (平成25年4月1日現在)

	救助隊	特別救助隊	高度救助隊	水難救助隊(※)
桑名市消防本部	2			
四日市市消防本部	3	1	1	1
菰野町消防本部	1			
鈴鹿市消防本部	1	1		1
亀山市消防本部	1			
津市消防本部	2	2	1	1
伊賀市消防本部	1			
名張市消防本部	1			
伊勢市消防本部	1	1		1
鳥羽市消防本部	1			1
志摩広域消防組合	1			1
松阪地区広域消防組合	3	1		1
紀勢地区広域消防組合	1			
三重紀北消防組合	4			1
熊野市消防本部				
三重県計	23	6	2	8

※水難救助隊については、出動事案発生時に訓練を受けた隊員によって構成される。  
出典：平成25年 救助業務実施状況調

### ③ 救急活動の状況

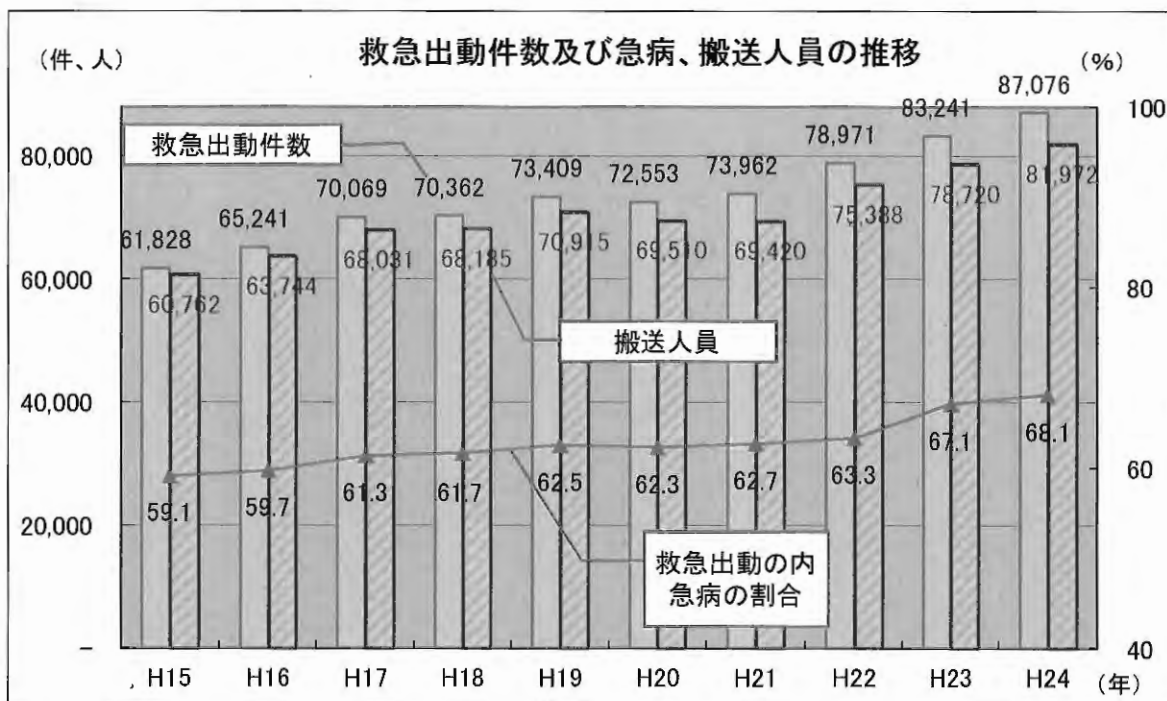
消防機関の行う救急業務は昭和38年に法制化され、平成3年には、救急現場や搬送途上における応急処置の充実による傷病者の救命率の向上を図るために救急救命士の制度が導入され、より高度な観察及び応急処置を行うことができるようになりました。

また、近年、救急現場や搬送途上における応急処置の充実、いわゆる病院前救護の質の向上が求められており、救急救命士が行うことのできる応急処置の範囲が、心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与等、年々拡大されてきており、各消防本部は救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図ってきています。

しかしながら、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に

伴って救急需要が年々増加の一途をたどっており、県内の救急出動件数及び搬送人員は平成 18 年から平成 24 年にかけて約 20%の増加となっています。救急出動のうち急病の割合も年々増加傾向にあり、平成 24 年においては全体のおよそ 7 割近くを占めています。

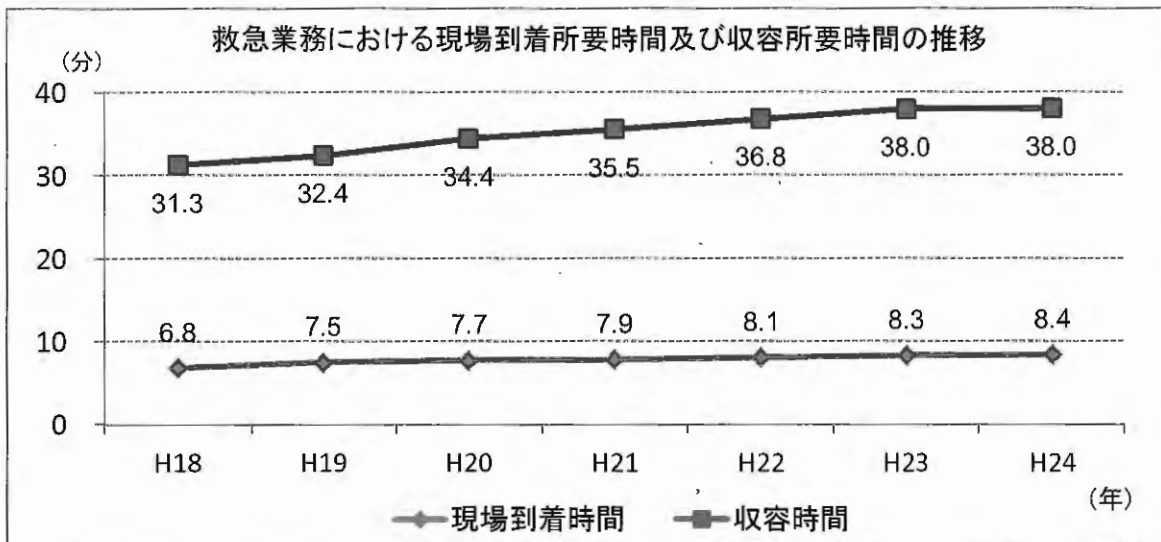
これを消防本部ごとに見ると、すべての消防本部で増加傾向となっており、高齢化の進展に伴い、救急搬送件数は今後も増加すると見込まれます。



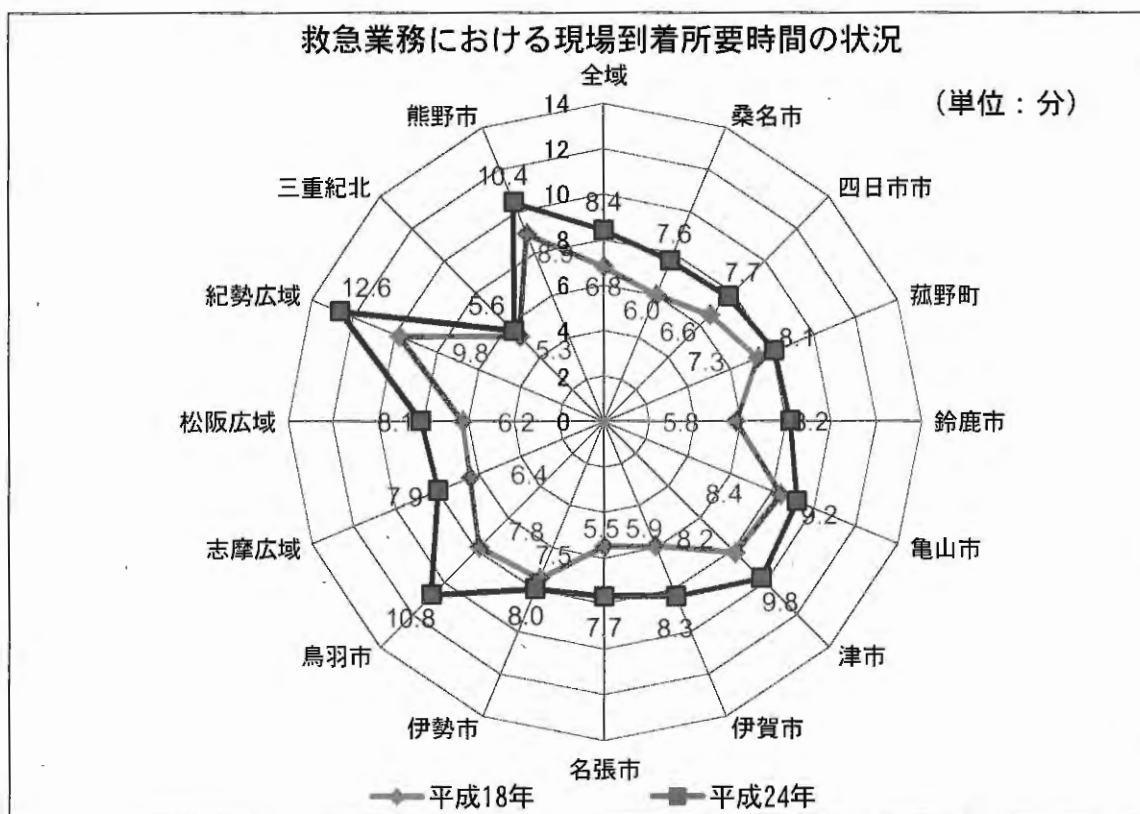
出典：平成 15～17 年度版消防防災年報、平成 18～24 年版救急救急救助実施状況調

また、救急活動における現場到着所要時間及び収容所要時間（119 番の覚知から病院収容までの時間）はいずれも増加傾向にあり、特に収容所要時間は、県平均で平成 24 年には平成 18 年と比べ約 7 分増加しています。消防本部ごとに見ても、現場到着所要時間及び収容所要時間ともに増加しており、特に、収容所要時間については、4 消防本部で 10 分以上増加しています。

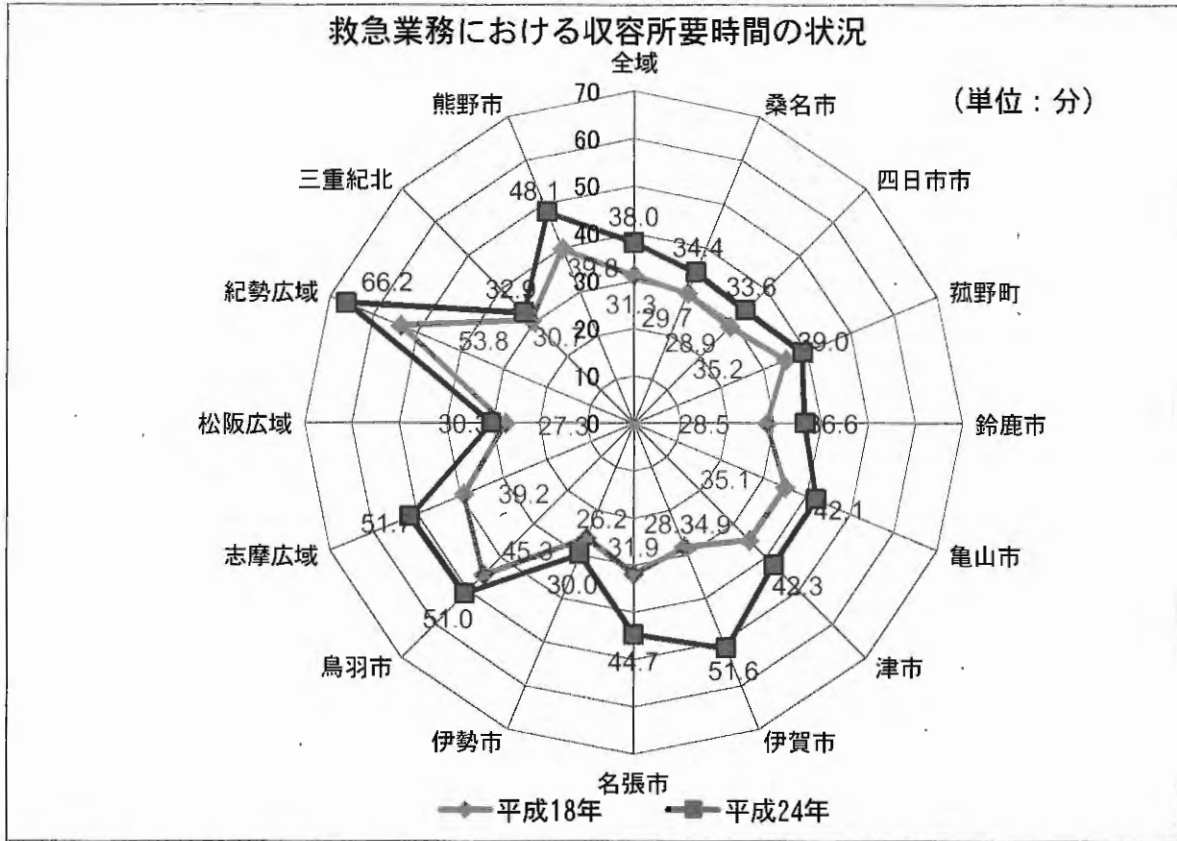
救急出動件数の増加に対して、救急隊数はこの 6 年間で約 4%の増（平成 19 年 4 月 1 日現在 99 隊、平成 25 年 4 月 1 日現在 103 隊）にとどまっており、このような救急業務における需給ギャップの拡大に伴い、1 件あたりの活動時間が長くなり、その間の当該救急隊の管轄区域での救急体制等に支障が生じ、病院への収容所要時間が長時間化する傾向にあります。



出典：平成18～24年救急救助実施状況調



出典：平成18年、平成24年救急救助実施状況調



出典：平成18年、平成24年救急救助実施状況調

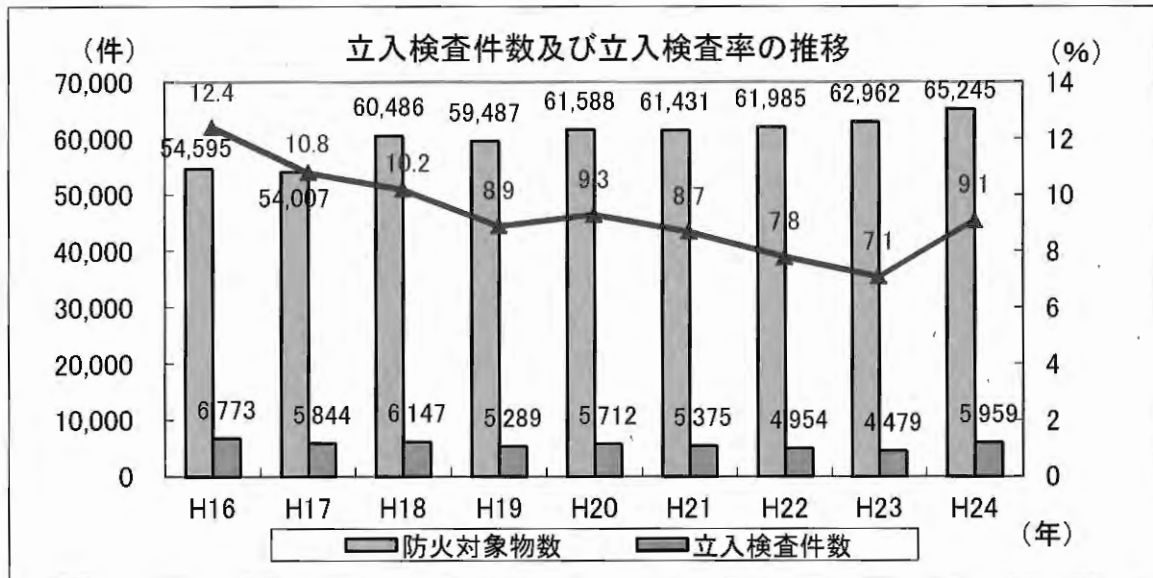
#### ④ 予防行政の状況

これまで、火災予防運動等を通じ、住宅用火災警報器や住宅用消火器等の住宅用防災機器及び防災品の普及、たばこ火災に係る注意喚起広報等の住宅火災対策を推進してきていますが、全国を見ると近年、ホテル火災や比較的小規模な福祉施設において、多数の人的被害を伴う火災が発生しています。

予防行政として、建築確認の同意事務や消防用設備等の設置指導を実施してきているものの、建築物の大規模化・高層化・複雑化に伴い、建築物に関する予防行政を遂行していくためには高度で専門的な知識が不可欠となっており、それらに対応できる人員を確保するとともに、いかに効果的かつ効率的に法令適合や防火安全対策を確保していくかが課題となっています。

県内の防火対象物への立入検査件数の推移を見ると、防火対象物数が年々増加してきているのに対して、立入検査率は減少傾向にあります。(平成24年は、広島県福山市のホテル火災を受けて緊急調査をしたために増加しています)。これを消防本部の規模別で見ると、消防吏員300人以上の大規模消防本部に比べて、それより規模の小さい消防本部の立入検査率が低くなっています。

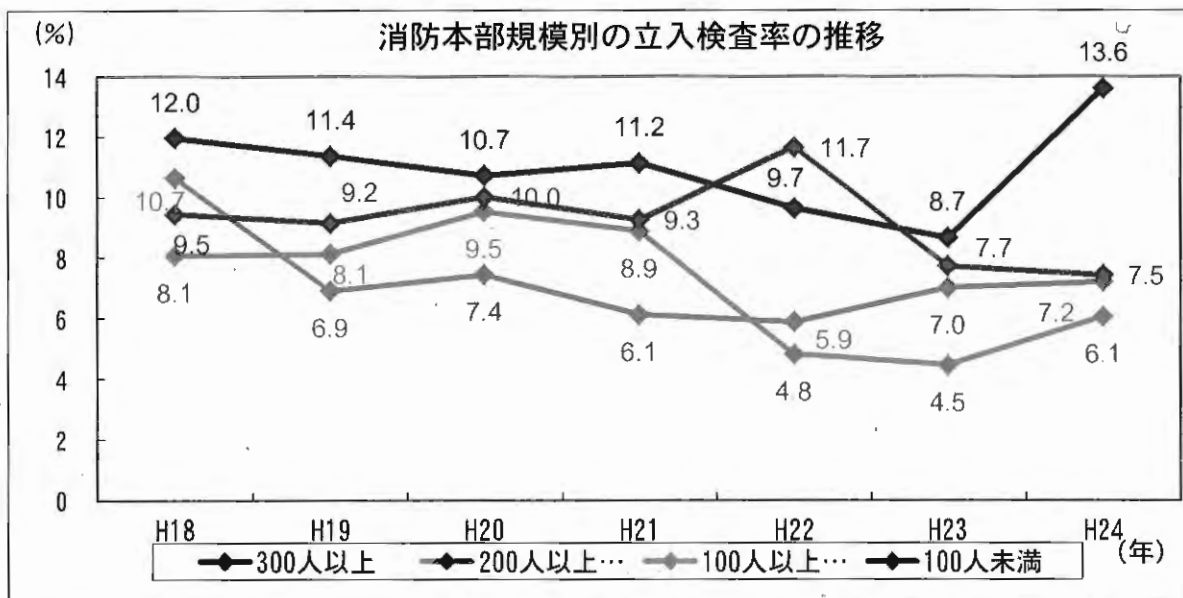
特に、消防吏員が100人未満の小規模消防本部においては、平成24年度では7.5%となっていますが、40%近い立入検査率となっている1消防本部を除いた4消防本部の立入検査率は3%前後となっています。



出典：平成 16～24 年防火対象物実態調査

※防火対象物

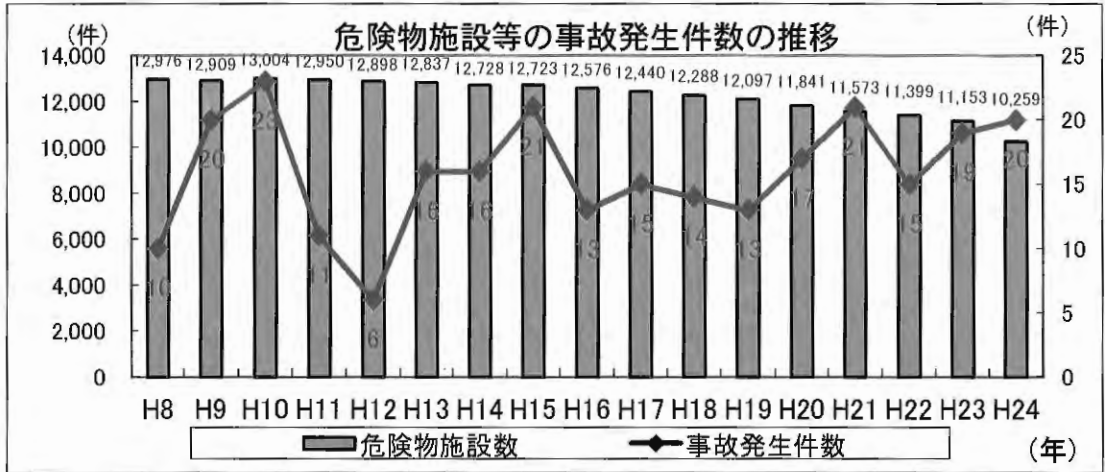
消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち政令で定められた防火対象物については、その用途や規模に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務づけています。



出典：平成 18～24 年防火対象物実態調査

また、危険物施設は毎年減少傾向にあります。危険物施設における事故発生件数は、施設の老朽化の課題等もあり、むしろ増加傾向にあります。

危険物施設においては、許認可審査や完成検査の実施とともに、立入検査等を通じて危険物の取扱者に安全管理指導を行うなど、保安の確保に努めてきていますが、限られた人員と時間の中でいかに効率的かつ効果的に立入検査等を行っていくかが課題となっています。



出典：平成 8～24 年消防防災年報

※危険物施設

ガソリンスタンドや地下タンク等、消防法で定められている「危険物」（ガソリン・灯油等）を一定の数量以上貯蔵し又は取り扱う施設をいいます。

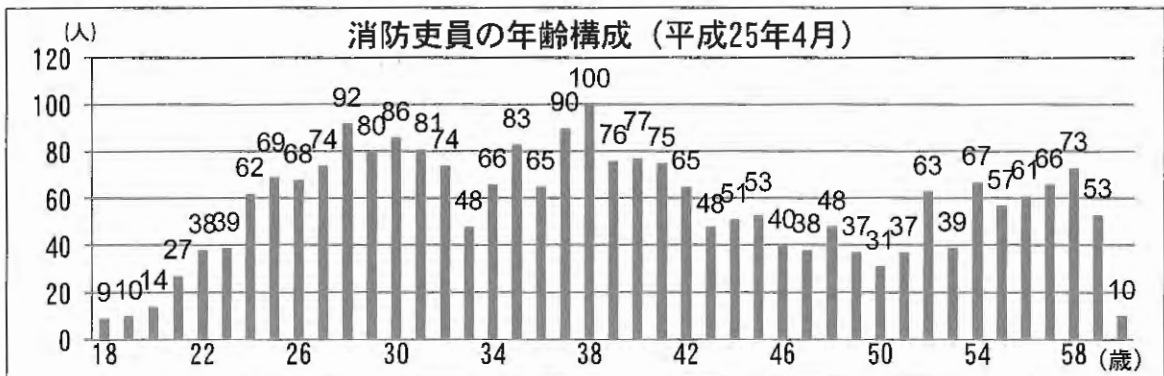
### (3) 消防力の実情

#### ① 消防吏員の状況

平成 25 年 4 月現在の消防吏員の年齢を見ると、43 歳から 51 歳までの中堅消防吏員の数が少なくなっています。これを消防本部ごとに見ると、世代のばらつき方に差異が見られます。

年齢構成に不均衡が生じると、消防職員の大量退職が予想される年度が生じてしまい、一時的に消防力が低下することも予想されます。また、高齢職員による現場活動要員が増加してしまう、あるいは人事ローテーションが設定されにくいと、職務経験や専門性の向上機会が不足しがちとなることも懸念されます。

さらに、単線的な昇進ルートで職員の士気の低下を招きやすい等、組織の活性化が図られにくい傾向があることが、国の報告書「今後の消防体制のあり方について（中間報告）」（平成 18 年 1 月）でも指摘されており、計画的な採用等による年齢構成の平準化を図っていくことが必要となっています。



出典：平成 25 年版消防防災現況調査



## ② 消防力の充足状況

消防ポンプ自動車及び救急自動車は、すべての消防本部が保有しており、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）の基準に対する充足率は100%を超えるところもあるなど、全体的に充実した状況にあります。

一方、特殊自動車については、はしご自動車は、14消防本部が配置を要することとされていますが、そのうち11消防本部で充足率が100%である一方、依然として3消防本部は保有しておらず、実際に必要となった場合には他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況となっています。

また、化学消防車は、14消防本部が配置を必要とされており、そのうち9消防本部の充足率が100%となっていますが、残る5消防本部のうち3消防本部は未配置となっています。

さらに、救助工作車は、15消防本部が配置を必要とされており、そのうち9消防本部の充足率が100%、5消防本部が33%～75%、1消防本部が未配置となっています。

消火栓や防火水槽などの消防水利については、消防本部により充足率にかなりのばらつきが見られます。90%以上保有する消防本部が3消防本部、80%以上～90%未満が4消防本部ある一方で、30%程度が2消防本部となっています。

消防力の整備は年々推進されているものの、今後ますます大規模化・複雑多様化することが予想される事故や災害に対処し、消防の責務を果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要ですが、現下の厳しい財政状況のもとにあっては、従来にも増して効率的な消防施設の整備・充実を進めていくことが望まれています。

一方で、消防施設整備に対する国庫補助金については、いわゆる三位一体改革により、平成18年度から耐震性貯水槽等の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金に限定されています。このため、例えば消防ポンプ自動車や救急自動車等の消防車両については、緊急消防援助隊用の災害対応特殊車両しか補助を受けられなくなっています。また、緊急消防援助隊用の車両の多額の維持管理費は消防本部にとっても負担となっています。



### 消防力の基準充足状況

消防本部名	消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			消防水利		
	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率
桑名市消防本部	16	17	106.3%	1	3	300.0%	2	3	150.0%	9	9	100.0%	2	2	100.0%	4,139	3,287	79.4%
四日市市消防本部	18	15	83.3%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	10	10	100.0%	3	2	66.7%	3,523	3,210	91.1%
菟野町消防本部	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	810	756	93.3%
鈴鹿市消防本部	11	11	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	8	8	100.0%	2	1	50.0%	2,845	2,561	90.0%
亀山市消防本部	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	3	75.0%	1	1	100.0%	790	400	50.6%
津市消防本部	17	16	94.1%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	14	12	85.7%	4	4	100.0%	4,031	2,823	70.0%
伊賀市消防本部	19	12	63.2%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	9	9	100.0%	3	1	33.3%	1,653	1,119	67.7%
名張市消防本部	7	7	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%	1,132	935	82.6%
伊勢市消防本部	13	10	76.9%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	1,975	1,287	65.2%
鳥羽市消防本部	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	1	0	0.0%	494	428	86.6%
志摩広域消防組合	7	7	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%	1,038	652	62.8%
四日市広域消防組合	15	13	86.7%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	13	13	100.0%	4	3	75.0%	2,931	2,588	88.3%
紀勢地区広域消防組合	7	7	100.0%	0	0	-	0	0	-	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1,741	523	30.0%
三重紀北消防組合	4	9	225.0%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	5	8	160.0%	2	1	50.0%	986	848	86.0%
熊野市消防本部	7	7	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1,288	409	31.8%
計	150	140	93.3%	19	18	94.7%	21	17	81.0%	104	104	100.0%	28	21	75.0%	29,376	21,826	74.3%

出典：平成24年度消防施設整備計画実態調査

### 主な消防車両の補助基準額

特殊消防車両	消防ポンプ自動車 (CD-I型)	はしご自動車 (30m級)	化学消防車 (Ⅲ型)	高規格救急自動車 +高度救命資機材	救急工作車 +救助資機材
国庫補助における 基準額	13,118千円	101,354千円	42,240千円	29,615千円	51,164千円

出典：消防庁緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱

### ③ 財政状況

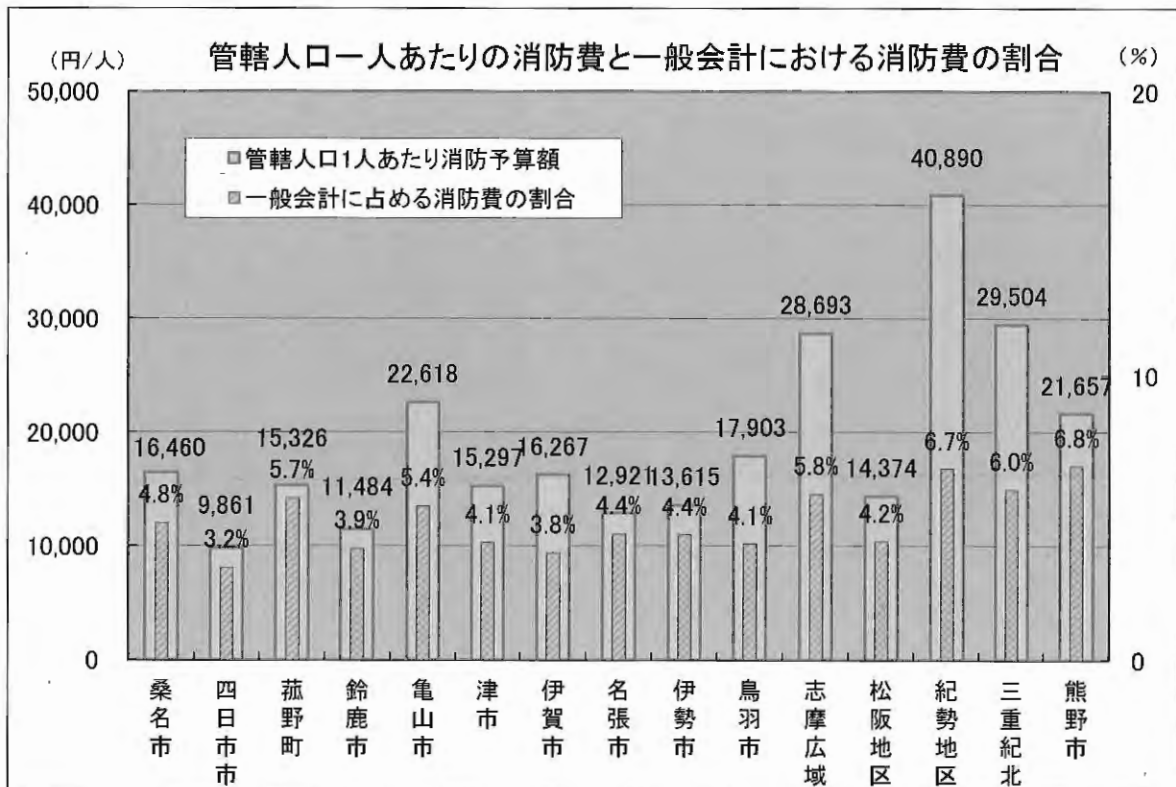
平成 25 年度の消防本部における消防費予算の一般会計予算に占める割合の県平均は、4.4%となっています。平成 25 年度の全国平均が 3.7%であることをふまえると、県内の消防本部における消防費が一般会計額に占める割合は、総じて高い状況にあります。また、県民一人あたりの消防費予算の県内平均は、15,222 円となっており、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

管轄人口一人あたりの消防費と一般会計における消防費の割合との相関関係は、管轄人口 10 万人を超える消防本部においては、管轄人口一人あたり消防費及び一般会計における消防費の割合の双方の数値がともに安定し、概ね県平均の水準に収束しているのに対して、管轄人口 10 万人以下の消防本部においては広範囲にばらつきが見られます。

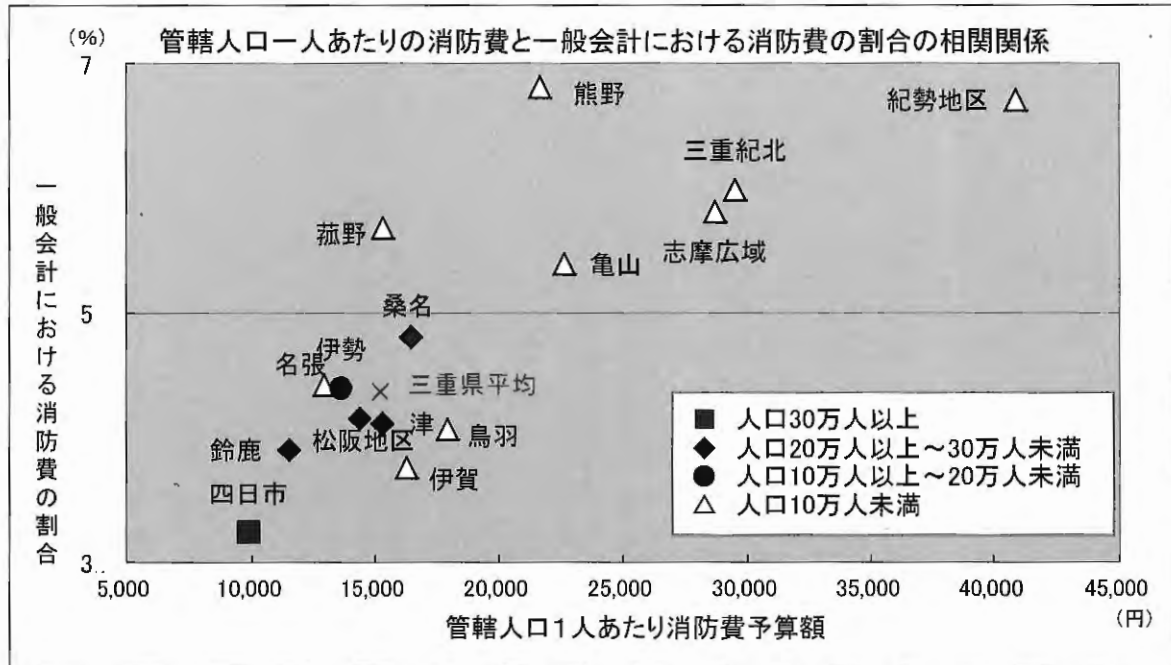
平成25年度消防費予算の状況

消防本部名	一般会計 予算額 (百万円)	消防 予算額 (百万円)	一般会計に占める 消防費の割合	管轄人口 (人)	管轄人口1人あたり 消防予算額 (円)
桑名市消防本部	75,663	3,639	4.8%	221,082	16,460
四日市市消防本部	102,697	3,327	3.2%	337,400	9,861
菰野町消防本部	11,100	631	5.7%	41,171	15,326
鈴鹿市消防本部	59,230	2,313	3.9%	201,403	11,484
亀山市消防本部	20,945	1,130	5.4%	49,961	22,618
津市消防本部	105,984	4,362	4.1%	285,158	15,297
伊賀市消防本部	42,012	1,581	3.8%	97,190	16,267
名張市消防本部	23,847	1,055	4.4%	81,652	12,921
伊勢市消防本部	48,422	2,129	4.4%	156,370	13,615
鳥羽市消防本部	9,294	378	4.1%	21,114	17,903
志摩広域消防組合	31,657	1,841	5.8%	64,162	28,693
松阪地区広域消防組合	72,091	2,996	4.2%	208,437	14,374
紀勢地区広域消防組合	16,248	1,090	6.7%	26,657	40,890
三重紀北消防組合	18,770	1,124	6.0%	38,097	29,504
熊野市消防本部	12,728	867	6.8%	40,034	21,657
計	650,688	28,463	4.4%	1,869,888	15,222

出典：平成25年版消防現勢



出典：平成25年版消防現勢

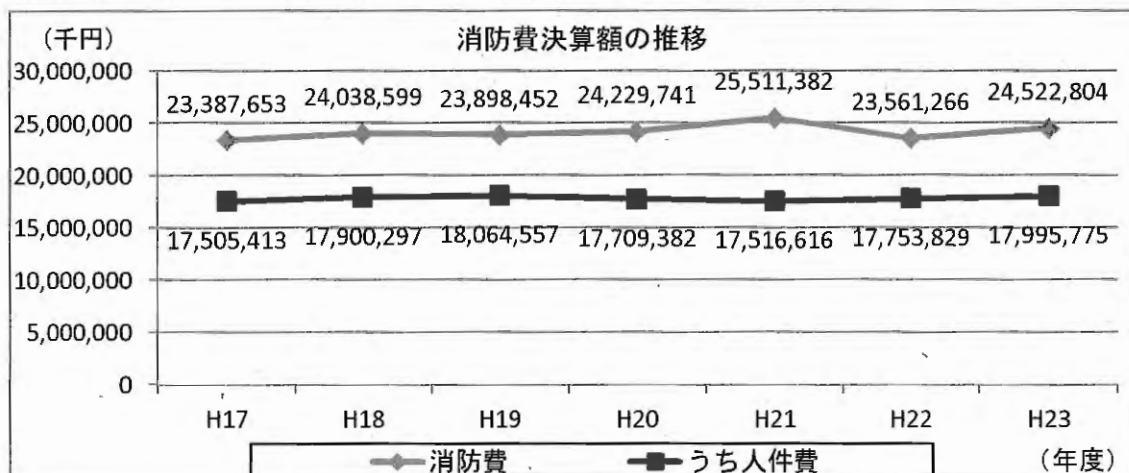


出典：平成25年版消防現勢

平成17年度からの消防費の決算状況は、年度により増減はあるものの、概ね横ばいとなっています。消防費のうち人件費が占める割合は、県全体で約70%～75%程度であり、消防費の多くを人件費が占めている状況は変わっていません。

また、事業費のうち消防車両等の導入に要する経費である機械購入費についても、県全体で平成23年度4.0%と少ない状況にあり、消防本部の規模によっては高額な消防車両等の導入が容易ではないことがうかがわれ、少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供を図っていく必要があります。

人口の減少や高齢化社会が進展する中で、小規模消防本部における一人あたりの消防費額が高くなる傾向にあります。財政事情は年々厳しくなり、消防行政においても厳しい財政運営が強いられています。国庫補助金が減少する中、国の財政支援をどのように活用するのか検討が必要となります。



※ 補助費と退職金及び消防団に関する経費を除いたもの

出典：平成19年～平成25年度消防防災・震災対策現況調査

消防費決算の比較(平成23年,平成17年)

消防本部名		消防費	人件費	物件費	維持補修費	事業費	機械購入費	人件費比率	機械購入費比率
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
桑名市消防本部	平成17年	3,033,626	1,638,526	282,286	18,796	1,094,018	184,170	54.0%	6.1%
	平成23年	2,225,965	1,887,821	272,822	4,344	60,978	7,402	84.8%	0.3%
	差額	-807,661	249,295	-9,464	-14,452	-1,033,040	-176,768		
四日市市消防本部	平成17年	3,131,215	2,477,532	224,436	30,500	398,747	200,387	79.1%	6.4%
	平成23年	3,392,826	2,493,722	268,557	36,441	594,106	178,450	73.5%	5.3%
	差額	261,611	16,190	44,121	5,941	195,359	-21,937		
菟野町消防本部	平成17年	473,230	312,021	71,116	6,162	83,931	29,536	65.9%	6.2%
	平成23年	366,092	315,133	41,584	1,290	8,085	0	86.1%	0.0%
	差額	-107,138	3,112	-29,532	-4,872	-75,846	-29,536		
鈴鹿市消防本部	平成17年	1,850,762	1,385,132	155,537	16,382	293,711	52,633	74.8%	2.8%
	平成23年	2,887,574	1,595,015	192,656	8,147	1,091,756	63,788	55.2%	2.2%
	差額	1,036,812	209,883	37,119	-8,235	798,045	11,155		
亀山市消防本部	平成17年	846,686	658,259	83,460	5,136	99,831	7,760	77.7%	0.9%
	平成23年	711,122	537,800	84,529	9,617	79,176	46,866	75.6%	6.6%
	差額	-135,564	-120,459	1,069	4,481	-20,655	39,106		
津市消防本部	平成17年	3,204,635	2,597,983	304,156	20,562	281,934	0	81.1%	0.0%
	平成23年	3,370,883	2,618,199	412,254	13,167	327,263	148,035	77.7%	4.4%
	差額	166,248	20,216	108,098	-7,395	45,329	148,035		
伊賀市消防本部	平成17年	1,514,785	978,373	85,037	1,120	450,255	91,476	64.6%	6.0%
	平成23年	1,287,545	1,186,411	88,329	3,484	9,321	1,383	92.1%	0.1%
	差額	-227,240	208,038	3,292	2,364	-440,934	-90,093		
名張市消防本部	平成17年	1,203,095	1,083,460	58,702	4,302	56,631	41,192	90.1%	3.4%
	平成23年	1,040,769	828,190	85,624	218	126,737	25,841	79.6%	2.5%
	差額	-162,326	-255,270	26,922	-4,084	70,106	-15,351		
伊勢市消防本部	平成17年	2,214,758	1,416,454	281,787	3,478	513,039	31,486	64.0%	1.4%
	平成23年	2,360,067	1,653,568	203,908	3,070	499,521	71,605	70.1%	3.0%
	差額	145,309	237,114	-77,879	-408	-13,518	40,119		
鳥羽市消防本部	平成17年	295,538	270,139	15,991	119	9,289	0	91.4%	0.0%
	平成23年	461,420	265,238	52,869	3,675	139,638	38,620	57.5%	8.4%
	差額	165,882	-4,901	36,878	3,556	130,349	38,620		
志摩広域消防組合	平成17年	911,467	826,207	30,589	3,777	50,894	43,112	90.6%	4.7%
	平成23年	1,136,059	751,561	88,849	4,279	291,370	106,896	66.2%	9.4%
	差額	224,592	-74,646	58,260	502	240,476	63,784		
松阪地区広域消防組合	平成17年	2,342,786	2,064,605	208,582	8,497	61,102	39,234	88.1%	1.7%
	平成23年	2,592,888	2,037,498	257,126	18,622	279,642	58,666	78.6%	2.3%
	差額	250,102	-27,107	48,544	10,125	218,540	19,432		
紀勢地区広域消防組合	平成17年	651,550	543,920	77,829	268	29,533	0	83.5%	0.0%
	平成23年	914,163	561,737	60,812	0	291,614	57,186	61.4%	6.3%
	差額	262,613	17,817	-17,017	-268	262,081	57,186		
三重紀北消防組合	平成17年	1,015,606	775,234	83,310	607	156,455	80,980	76.3%	8.0%
	平成23年	927,463	622,882	64,730	761	239,090	153,196	67.2%	16.5%
	差額	-88,143	-152,352	-18,580	154	82,635	72,216		
熊野市消防本部	平成17年	697,914	477,568	93,940	685	125,721	109,006	68.4%	15.6%
	平成23年	847,968	641,000	124,997	5,445	76,526	13,393	75.6%	1.6%
	差額	150,054	163,432	31,057	4,760	-49,195	-95,613		
計	平成17年	23,387,653	17,505,413	2,056,758	120,391	3,705,091	910,972	74.8%	3.9%
	平成23年	24,522,804	17,995,775	2,299,646	112,560	4,114,823	971,327	73.4%	4.0%
	差額	1,135,151	490,362	242,888	-7,831	409,732	60,355		

※ 補助費と退職金及び消防団に関する経費を除いたもの

出典:平成19年,平成25年度消防防災・震災対策現況調査

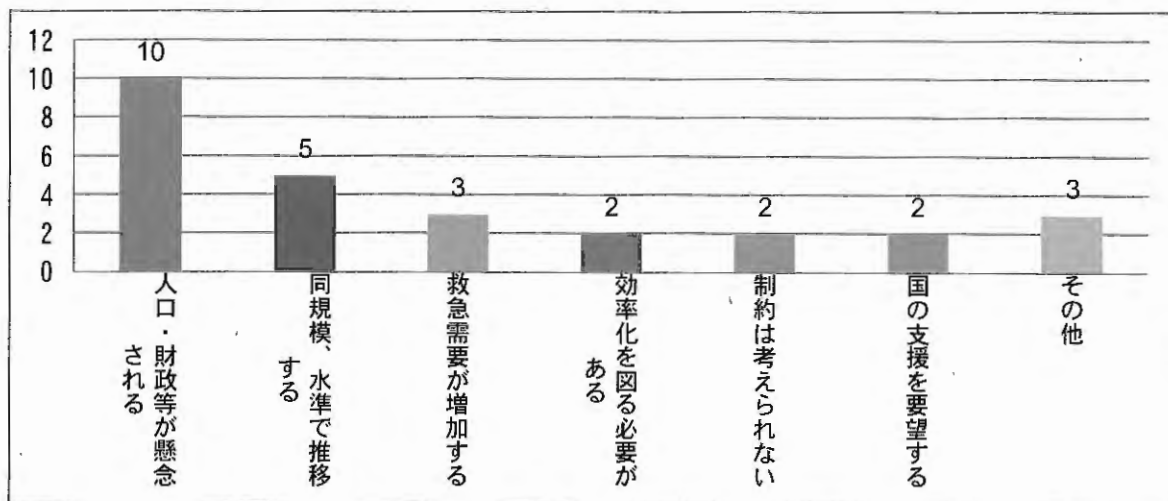
## 2 将来の見通し

災害・事故の大規模化・複雑多様化や少子化・高齢化の進展、都市構造の変化等社会情勢の変化により、今後、消防を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されるのは前述のとおりですが、アンケート調査の中で、将来の見通しについて尋ねたところ、「人口減少や財政面に関して厳しい状況が懸念される」、「小

規模化は避けられない状況になる」という意見が見られました。現状のまま推移するとの意見もありましたが、たとえ管轄人口の減少が緩やかであったとしても、その中の生産年齢人口が減少すると推計されることから、現在の消防体制を維持することはより難しくなるものと予想されます。

### 消防本部の小規模化と、財政面の制約に対する懸念について

\* 自由記載回答



※消防の広域化に関するアンケート調査（平成 25 年 6 月）

## 2.2 広域化の取組の継続の必要性

これまで、旧推進計画に基づき、8ブロック化に向けて広域化を推進してきたところですが、残念ながら、前述したとおり広域化を実現したブロックはありませんでした。

しかし、消防本部が抱える課題、消防体制の現状及び将来の見通しをふまえると、消防の広域化により行財政上の様々なメリットを実現することは極めて有効であると考えます。

実際、広域化を実現した消防本部においては、広域化の具体的なメリットを発揮しています。

### (1) 旧津市消防本部と旧久居地区広域消防組合消防本部の統合の事例

県内で、消防の広域化と同様の事例として、津市消防本部において平成18年1月1日の市町村合併による消防本部の統合により旧消防本部の境界が取り払われ、それまで久居消防署から出動していた榊原分遣所周辺地区の救急事案に対し、美里分遣所からの出動が可能となり、現場到着所要時間の短縮につながったという事例があります。

また、その後、近接していた美里分遣所と榊原分遣所とを統合して美里分署を設置したことにより、救急出動中の火災事案等にも対応できる充実した体制での運用が可能となりました。





## (2) 他県の広域化の事例

### ① 初期出動台数の充実

富山県の新川地域消防本部（1市2町、管内面積約726 km<sup>2</sup>、人口約8万人）では、広域化前は初期出動台数が各2～3台でしたが、広域化後は6台に増やしています。また、滋賀県の東近江行政組合消防本部（2市3町、管内面積766 km<sup>2</sup>、管内人口約25万人）では、広域化後、初期出動台数を6台に統一しました。

#### ○新川地域消防本部の初期出動台数

広域化前		広域化後	
黒部市消防本部	3台	新川地域消防本部	6台
入善町消防本部	2台		
朝日町消防本部	2台		

#### ○東近江行政組合消防本部の初期出動台数

広域化前		広域化後	
東近江行政組合消防本部	6台	東近江行政組合消防本部	6台
愛知郡広域行政組合消防本部	3台		

### ② 現場活動要員の増強

福岡県の久留米広域消防本部（3市2町、管内面積約434 km<sup>2</sup>、管内人口約42万人）では、通信指令業務の統合により7人を他部署へ振り分けることができ、また、本部機能の統合により4人を他部署へ振り分けることが可能となりました。

	広域化前		広域化後	人員の 再配置効果
	久留米市 消防本部	福岡県南広域消防 組合消防本部	久留米広域 消防本部	
本部要員	28名	11名	35名(△4名)	11名
通信指令要員	13名	13名	19名(△7名)	

### ③ 現場到着所要時間の短縮

神奈川県の小田原市消防本部（2市5町、管内面積約494 km<sup>2</sup>、管内人口約30万人）では、これまでの管轄区域にとらわれず、消防活動が可能となったことから、災害地点（地区）に最も近い署所から救急車が出動するため現場到着所要時間が大幅に短縮されました。

また、災害現場への到着時間が短縮されることにより、早期の延焼防止が可能となるなど、災害対応力が強化されています。

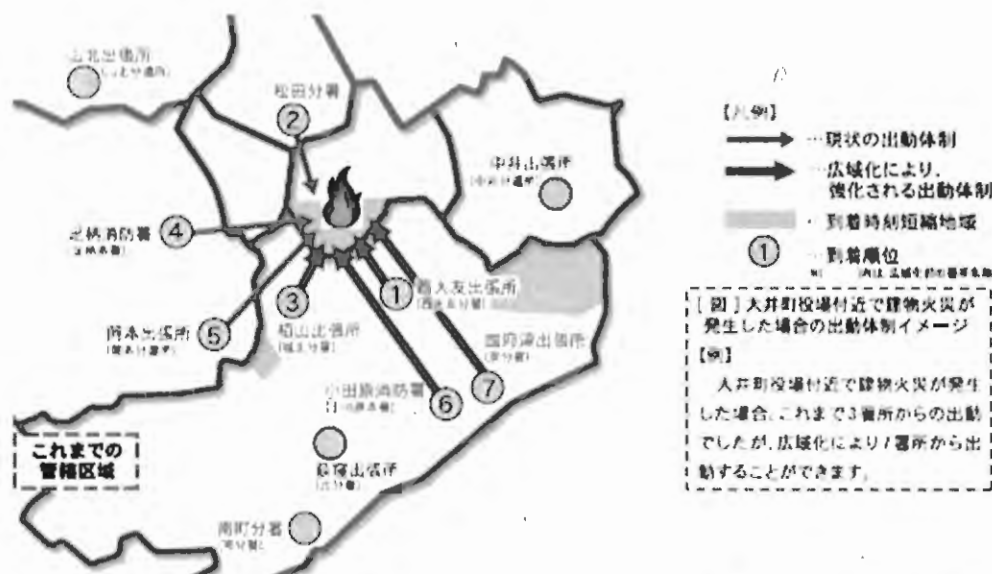


救急車の平均到着所要時間(覚知～到着)

単位(分:秒)

地区名	広域化前 (平成24年4～9月)	広域化後 (平成25年4～9月)	運用効果
小田原市小竹	12:12	→ 7:33	「4:39」の短縮
小田原市小船	11:19	→ 8:30	「2:49」の短縮
小田原市沼代	11:10	→ 8:36	「2:34」の短縮
小田原市羽根尾	9:55	→ 6:40	「3:15」の短縮
南足柄市岩原	7:34	→ 5:13	「2:21」の短縮
大井町西大井	10:20	→ 8:15	「2:05」の短縮

※広域化前と比較して2分以上現場到着所要時間が短縮した地域



出典：小田原市消防本部HP

#### ④ 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

熊本県の菊池広域連合消防本部（2市2町、管内面積約466km<sup>2</sup>、管内人口17万人）では、広域化前の菊池広域行政事務組合消防本部で1消防本部1署体制のため、人事の硬直が避けられませんでした。広域化後は徐々にではありますが人事異動を行うことが可能となり、職員の意識及び士気の高揚等、組織の活性化が図られています。



このような事例から、消防力の維持・強化、あるいは部隊運用の効率化の面でも、広域化には大いにメリットがあることがわかります。

一方、広域化の結果、市町防災担当部局、消防団との関係が希薄になるのではないかという懸念、職員の身分や給与等の統一が困難であるという問題、消防行政にかかる経費の負担の調整が難しいという問題等については、連携確保の対策や関係団体と調整を講じることによって、払しょくできるものと考えられます。

例えば、津市消防本部においては、消防団事務について、これまで旧役場支所で行っていたものを、消防本部で一本化し、所管する消防署（分署）に消防団担当者をおくこととしました。これにより、これまで災害対策本部設置時に消防署（分署）から職員を支所に連絡員として派遣していたものを、消防団の参集場所を消防署（分署）に変更して、消防団に直接指示を出すこととし、消防団と消防本部との災害時の連携がこれまで以上に密接になっています。

職員の身分や給与等の調整については、全国の広域化を実現した消防本部の中でも、兵庫県の西はりま消防本部のように、広域化後3年を目途に給料格差を是正して給与の一本化を図っていく、としている事例があります。

また、経費の負担割合では、大阪府の泉州南広域消防本部のように、広域化後3～5年後を目途に負担率の見直しを検討しているところや構成団体・議会との調整では、埼玉県の埼玉東部消防組合消防局のように、構成する団体が6市町あり、それぞれの議会開催日程が重ならないように日程の調整を行っている等の事例があります。

課題の調整や合意形成には時間がかかるものがあることから、広域化後、直ちに協議が整わなくても、中長期的に検討を行うことで、かえって個別の課題の解決が図られることも考えられます。

以上のように、現に広域化に伴う課題を解決しながら広域化のメリットを十分に発揮している事例もあることから、本県においても、引き続き消防の広域化に向けて取り組んでいく必要があります。

## 第3章 消防力の向上に向けた取組

### 3.1 三重県消防広域化推進計画の見直し

本県においては、旧推進計画に基づき県域を一つの組合せとした形を最終的な目標としながら、第一段階として、8ブロックを平成24年度までの当面の目標とし、第二段階を4ブロックとする段階的な広域化を推進してきました。

しかしながら、この5年間の各地域の取組状況は様々であり、具体的な進展が見られなかったことは前述のとおりです。

それぞれの地域の実情により、広域化のメリットについての考え方も大きく異なっていましたし、特に8ブロックから4ブロック、4ブロックから1ブロック（県域消防本部）と、段階的に進めることについては、「非効率的である」、「合意に向けた調整等への負担が大きい」など、各市町、各消防本部から否定的な意見が多く出されました。

一方、前述のアンケート調査の中で「望ましい」との声が多かった1ブロック（県域消防本部）については、総務、通信指令業務の集中化や、専門的な知識や技能を有する人材の養成等、人員、人材面でのメリットや、大規模設備投資の際の節減効果という点では大きなものがあります。また、消防学校における消防職員の養成、防災ヘリコプターの運航など、現在、県が広域的に行っている消防関連業務を一元的に運営することが可能となるなどの利点もあります。

しかしながら、組織・管轄面積とも非常に大きくなることから、「災害時における市町災害対策本部との連携の確保」「消防団との連携の確保」「構成市町の多い組織の運営」等の面で難しい課題も抱えています。したがって、県域消防本部を将来目標としつつも、一気にこれを目指すという考え方には、やはり無理があると思われまます。実際、全国においても13県で県域消防本部が計画されていますが、いずれも進展しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことをふまえ、今後、消防の広域化を推進するにあたっては、地域の特性や実情を尊重する見地から、本推進計画において広域化の進め方に関する基本認識を次のように見直すこととします。

### 3.2 消防広域化の進め方と推進する地域

#### 3.2.1 消防広域化の進め方

広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があることを十分認識し、今後の広域化については、これまで進めてきた8ブロックから4ブロック、4ブロックから1ブロックへという段階的な広域化にこだわらず、つまり、単に管轄人口規模等を問題にするだけでなく、地域の特性や実情、広域化の必要性の認識や期待感などを十分にふまえて進めていくこととします。

具体的には、優先的に広域化に取り組む地域を重点化するとともに、広域化の前段階として個別業務の共同処理を推進します。また、広域化の気運がまだない地域に対しても、きめ細かな情報提供や調整等により広域化の気運の醸成を図り

ます。

### (1) 優先的に広域化に取り組む地域の重点化

広域化の対象地域としては、当該地域における広域化の必要性の認識や期待感を勘案し、特に広域化の優先度が高い地域を重点化する枠組みを設けることとします。

- ① 広域化の気運がある地域（例えば広域化の協議が継続している地域）という枠組を設け、取組を推進します。
- ② 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある小規模消防本部（例えば消防職員が少ない）を対象とした枠組を設け、取組を推進します。

### (2) 「機能別広域化」の推進

消防の広域化は、消防組織法において「2以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されています。この意図するところは、言うまでもなく消防の組織を統合することによる行財政のスケールメリットの発揮です。

その一方で、消防審議会の「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申（平成24年9月7日）」においては、「現在行われている消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、既に一部地域において取組が進んでいる消防指令業務等の一部の事務のみ共同処理する方式などを、事例の紹介を行うこと等を通じ、更に推進することについても検討が必要である」との提言がなされています。

さらに、同審議会における「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申（平成25年6月11日）」においては、市町村消防の広域化を原則としつつも、広域化に時間を要する地域においても次善の策として、個別業務の広域的対応を推進することが必要との見解が示されています。

このため、本県においても広域化の推進にあたっては、消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加えて、全部の統合の前段階として個別業務の共同処理に取り組むことを「機能別広域化」と称して推進することとします。

「機能別広域化」は、通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務を共同処理することをイメージしており、通信指令業務の共同処理の場合には、高機能通信指令システムの導入に係る経費の節減、通信指令要員から現場活動要員への配置転換等業務の効率化や現場体制の強化が可能になります。

また、救急業務の共同処理の場合には、通信指令業務の共同処理と連動できると救急搬送時の隣接署所からのバックアップ体制が強化され、救急搬送事案の輻輳時に備えることが可能になります。

さらに、予防業務の共同処理の場合には、建築物等防火対象物が大規模化・複雑化する中、消防法令の他にも建築基準法等広範な専門的知見を有する人材の確

保が必要なことから、予防・警防業務間の連携を確保したうえで、一時的な業務量増加への対応や専門人材の確保等のために事務委託や消防本部間の職員派遣を行うことなどが考えられます。

このような通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務の共同処理は、消防事務の全部の統合である広域化と比較してスケールメリットは限定されるものの、消防防災体制の強化のための有力な方策の一つであるとともに、次のステップとして消防事務の全部の統合につながっていくことが期待されるものです。

### (3) 広域化の気運の醸成

#### ① 広域化に関する議論が活発に行われるための取組の推進

広域化の推進にあたっては、広域化が進まない理由の再検討や全国の広域化した消防本部における未解決の課題に対する検討を行い、それぞれの理由、課題に対応した地域の実情に応じたきめ細かな取組が必要です。

「広域化によるメリットが認識できない」、「広域化により自らの消防力が低下するのではないか」などの意見に対しては、広域化を実現した消防本部における様々な知見や事例、あるいは東日本大震災をはじめ、これまでの災害における教訓の蓄積を活用し、市町、消防本部等に対してきめ細かな情報提供等を行い、十分に消防の広域化に関する議論が尽くされるよう取り組む必要があります。

#### ② 将来の広域化を見据えた大規模災害時等への対応強化

懸念される大規模災害への対応（広域応援、相互応援等）強化のため、他の消防本部との情報共有や互換性の確保（消防資機材の規格の統一等）、合同訓練の実施等の検討を推進します。これにより、将来的に消防本部の広域化を行う場合において、規格の統一等に係る投資が減り、財政的なメリットが期待できます。

具体的には、隣接する消防本部の境界付近における火災、救助、救急の出動体制の調整を行うなど、管轄区域を越えた応援時の初動部隊の運用調整、また、多数傷病者発生事故訓練など、あらゆる実践的な事故を想定した消防本部間の合同訓練、消防資機材の規格の統一、消防本部間における人材交流などが考えられます。

### 3.2.2 県内各地域における展開

前述のとおり見直した、消防広域化の進め方に関する基本認識をふまえ、住民サービスの向上を第一義の目的としたうえで、まずは、これまでの取組状況や気運の高まりから見て、今後、広域化の効果やメリットが具体的に期待できると予想される地域について、優先的に広域化を推進していくこととします。

次に、消防を取り巻く現在の状況に鑑み、急ぎ消防体制の強化が必要と考えられる地域については、消防力の強化に向けた取組を支援していきます。

そして、その他の地域においては、地域の課題に応じたきめ細やかな情報提供等を行い、広域化に向けて気運の醸成を図っていきます。



## (1) 広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域

### ① 伊賀市・名張市地域

平成16年11月に、上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町が合併し、伊賀市が誕生するまでは、伊賀北部消防組合（上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村）消防本部と伊賀南部消防組合（名張市、青山町）消防本部だったものが、市町村合併により、伊賀市消防本部と名張市消防本部に再編されました。

この地域は、二次医療圏を同じくし、伊賀市内及び名張市内の3病院で二次医療救急体制に取り組んでいますが、医師不足等の理由から管外搬送（県外搬送も含む）も頻繁に行わざるを得ない状況であるなど、救急医療体制の課題を抱えています。

伊賀市と名張市は、平成20年9月に消防広域化研究会を設置し、平成21年3月には任意の協議会である広域消防運営計画策定委員会に移行し、現在に至っています。

現在、伊賀市と名張市で通信指令業務の共同処理について話し合われています。通信指令業務の共同処理が実施されれば、救急搬送の統一的運用が進められることとなり、円滑な救急搬送業務が行えるとともに、併せて通信設備の高度化（Ⅱ型化等）や人員配置の適正化によりスケールメリットが一定程度達成されることが期待されます。

「機能別広域化」に関する議論の進展を見ながら、広域化を推進していくこととします。

### ② 四日市市・菰野町地域

四日市市消防本部と菰野町消防本部は、平成21年12月に四日市・菰野ブロック消防広域化研究会を設置し、広域化に係る総務、予防、警防面での課題等の調査研究に取り組んでいます。

菰野町消防本部は、消防職員43名で1消防本部1署と、県内でも鳥羽市消防本部と並んで小規模な消防本部です。

菰野町では、平成30年には新名神高速道路の延伸に伴い、菰野インターチェンジの供用開始が予定されており、高速交通ネットワークへのアクセス性の向上と周辺施設の整備によって、都市構造も変化し、交通事故の発生や大型施設の建設などが進むことも予想され、救急需要の増大に伴う救急出動件数の増加や救急高度化への対応、あるいは複数箇所での火災、災害発生等への対応という面から、消防の広域化による効果が大きい地域です。

菰野町消防本部では、菰野インターチェンジの供用開始に合わせて人員及び車両の増強を予定しており、消防力の強化が進められているところですが、この地域における大規模災害や同時多発災害への総合的な対応力の強化という面から、さらに効果が期待できると考えられる広域化に向けて、今後、さらなる協議の進展を図っていくこととします。

## (2) 急ぎ消防体制の強化が必要な地域

鳥羽市消防本部は、消防職員 43 名で 1 消防本部 1 署（管轄人口約 21,000 人）と、菰野町消防本部と並んで小規模な消防本部で、有人離島（神島、答志島、菅島、坂手島）及び県内有数の観光地を管轄内に有する消防本部です。

離島においては、常備消防に代わって消防団が管轄区域の消防力を補完していますが、今後、人口減少や高齢化により、消防団の担い手不足が生じ、消防団の消防力が低下することが懸念されます。

また、消防力の整備指針においては、人口規模に応じた数の救急自動車（救急隊）が配置されることとなっていますが、救急出動件数をみると管内人口がほぼ倍の菰野町消防本部（管轄人口約 40,000 人）に近い件数（平成 24 年度出動件数菰野町 1,396 件、鳥羽市 1,243 件）となっています。これは、宿泊、観光客が救急出動の約半数を占めているためであり、高齢化とともに観光客の増大に伴う救急需要の増加への対応が課題となっています。

加えて、有数な国際観光都市である鳥羽市にとっては、大規模災害や複数箇所での火災・災害等から住民・観光客を守るため、消防力を強化することが必要です。また、その点からも広域化の効果を発揮すべき地域です。

現時点では、広域化に向けた目立った気運はありませんが、鳥羽市が将来的に消防本部の広域化を行う場合において、消防資機材や署所の整備等に係る財政負担を軽減できるよう、消防防災施設等の整備に対する財政支援を国に働きかけながら、消防体制の強化を支援していきます。

## (3) 広域化の気運の醸成を図る地域

第 2 章で述べた消防の諸課題を解決し、各地域においてより充実した消防防災体制を確立するためには、消防の広域化について、他の地域においても今後も引き続き検討を重ねていく必要があります。

このため、広域化のメリットや広域化をより円滑に行うためのノウハウに関する適切な情報提供や必要な調整等について、地域実情に応じてきめ細やかに行っていきます。

また、広域化を推進するにあたっては、各地域における広域化に関する必要性の認識や期待感をふまえることが重要であることから、広域化の実現までに時間を要すると認められる地域については、当面は、課題や先行団体において蓄積されている解決事例等の情報提供にも努めながら、通信指令業務等の「機能別広域化」や広域応援、相互応援等の推進に取り組めます。



## 第4章 消防力の向上のために必要な措置

### 4.1 広域化推進のために必要な措置

#### 4.1.1 重点地域の指定

総務省消防庁は、新基本指針において、①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域、②広域化の気運が高い地域に該当すると認めるものを、県知事が重点地域として指定し、国・県の支援を集中的に実施するという消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の仕組みを創設しています。

このため、広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域や急ぎ消防体制の強化が必要な地域については、あらかじめ関係市町の意見を聴き、その意向をふまえた上で、県は重点地域の指定を行っていきます。

また、重点地域に指定された市町以外の市町から重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、当該意見等を尊重し、必要な推進計画の変更を行った上で、当該市町を対象とする重点地域の指定に努めていきます。

#### 4.1.2 国の支援措置

総務省消防庁では、消防庁長官を本部長とする「消防広域化推進本部」を設置して消防の広域化を推進しているところであり、消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催等を行っています。また、市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対してソフト・ハード両面からの総合的な支援措置を講じています。

消防の広域化に対する国の財政支援措置は下表のとおりです。

消防広域化に対する国の財政支援措置（平成26年度）

項目	財政支援措置
消防広域化準備経費	消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。
消防広域化臨時経費	消防の広域化に伴い臨時的に必要な経費について特別交付税措置を講じる。 ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ③本部の名称・場所の変更等に伴い必要な経費 ④その他広域化に伴い臨時的に必要な経費

消防署所の整備	緊急防災・減災事業	(1) 消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）を支援する。 ・緊急防災・減災事業債：充当率 100%（交付税算入率：元利償還金の 70%） (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。 ・緊急防災・減災事業債：充当率 100%（交付税算入率：元利償還金の 70%）
	一般事業	消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。 ・一般単独事業債：充当率 90%
消防指令センター（指令装置等）の整備	国の周波数再編に伴う平成 28 年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備する整備を支援する。 ・緊急防災・減災事業債：充当率 100%（交付税算入率：元利償還金の 70%）	
消防車両等の整備	広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。 ・緊急防災・減災事業債：充当率 100%（交付税算入率：元利償還金の 70%）	
その他	消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金又は緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。	

※平成 27 年度以降は、内容が見直される可能性があります。

ただし、このように消防の広域化に対する国の財政支援措置が講じられているものの、現状においては、消防施設（庁舎を除く）については過疎債（充当率 100%、元利償還金の 70%の交付税措置）の適用が可能であり、また合併特例債（充当率 95%、元利償還金の 70%の交付税措置）による消防庁舎及び消防防災施設の整備も可能であるため、上記の消防の広域化に対する国の財政支援措置が必ずしも効果的に働きにくい状況となっています。

このため、消防防災施設について複数の消防本部が共同で整備、運用する場合には緊急防災・減災事業債の適用を可能とするなど、地域の実情に応じた広域化に向けての取組実態に応じた財政支援措置を国に働きかけていく必要があります。

また、特別な事情を有した、特に小規模な消防本部に対しては、急ぎ消防体制を強化する必要があることから、緊急防災・減災事業債の弾力的な運用や消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金などにおいて、特別な配慮を行うよう国に要望していきます。

#### 4.1.3 県の支援措置

##### (1) 先進事例等の情報提供や課題に対する解決策等の助言

各地域における広域化に関する必要性の認識や期待感をふまえ、県は、市町

や消防本部に対して、広域化のメリットや広域化をより円滑に行うための情報提供や、それぞれの消防本部が抱える課題の解決に役立つ先進事例等の情報提供等、きめ細かな情報提供を行います。

また、県民の広域化に対する理解を深めるために、県広報の活用、パンフレットの配布等により情報提供や啓発活動を行います。

## (2) 関係市町間の協議の積極的な仲介、調整等

県は、市町や消防本部からの求めに応じて必要な調整を行います。

なお、この調整には、関係市町や消防本部間の広域化に関する幅広い仲介・連絡調整等の他に、広域応援・相互応援等に関する調整を含みます。

## (3) 消防体制強化の支援

消防の広域化を見据えた消防資機材の規格統一や消防車両・資機材等の整備に対する財政支援を国に働きかけながら、県独自の支援策についても検討していきます。